

令和4年度 第4回上越市環境政策審議会 次第

日時：令和4年12月13日（火）午後3時～午後5時

場所：上越市役所 第1庁舎 402・403会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

1. し尿くみ取り手数料の改定について（答申）

2. 第4次環境基本計画及び第2次地球温暖化対策実行計画の素案について …資料1

3. パブリックコメントの実施について …資料2

4 閉 会

(案)

令和4年12月13日

上越市長 中川 幹太 様

上越市環境政策審議会
会 長 山縣 耕太郎

し尿くみ取り手数料の改定について（答申）

令和4年11月16日付け上生環第37848号で諮問のあった し尿くみ取り手数料の改定について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

し尿くみ取り手数料の改定について、支障なしと判断します。

（附帯意見）

- 今後もし尿くみ取り手数料の改定について検討する際は、高齢者世帯及び所得の少ない世帯への負担増への影響に十分な配慮をしてください。
- 汚水処理施設の着実な普及促進を図るため、引き続き下水道への接続や合併処理浄化槽の設置について、経済的な支援を行っていくよう要望します。

資料

(1) 諮問文（写し）

上生環第 37848 号
令和 4 年 11 月 16 日

上越市環境政策審議会
会長 山縣 耕太郎 様

上越市長 中 川 幹 太

し尿くみ取り手数料の改定について（諮問）

上越市環境政策審議会条例（平成 27 年 3 月 27 日条例第 54 号）第 2 条第 3 項
第 3 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮問

「し尿くみ取り手数料の改定について、貴審議会の意見を求めます。」

（諮問理由）

し尿くみ取り手数料は、平成 27 年 10 月の改定から 7 年が経過し、この間、
収集運搬に係る経費の変動があることから、手数料の額を 18 リットル当たり
「173 円」から「184 円」に改定し、上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する
条例改正後 6 か月の周知期間を置いて、令和 5 年 10 月 1 日から施行することに
ついて意見を求めるものであります。

(2) 審議会委員名簿

敬称略

区分	氏名	所属等
学識 経験 者	横田 清士	(一財) 上越環境科学センター長
	小林 晃彦	上越市教育委員
	山縣 耕太郎	上越教育大学教授
	山本 敬一	新潟県生態研究会会員
行政 機関	柴田 敏行	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター長
	矢田 望充	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長
	高橋 明彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中日本農業研究センター 産学連携室 スマート農業コーディネーター
事業 者	山本 陽	東北電力ネットワーク(株)上越電力センター所長
	宮里 純	イオンリテール(株)イオン上越店 人事総務課長
	小池 作之	上越資源リサイクル協同組合 理事長
	坂井 芳美	上越商工会議所女性会 理事
	高橋 裕	新潟県浄化槽整備協会 上越支部事務局
公募 市民	岩崎 洋一	公募市民
	上原 みゆき	公募市民
	長井 泰雄	公募市民
その 他市 長が 必要 と認 める 者	本城 文夫	青田川を愛する会 会長
	望月 博	上越市町内会長連絡協議会 副会長
	小山 貞榮	新潟県地球温暖化防止活動推進員 上越地区連絡協議会 会長
	鳴海 榮子	上越市消費者協会 副会長
	青木 ユキ子	新潟県環境カウンセラー協会 協会員

上越市第4次環境基本計画

上越市第2次地球温暖化対策実行計画

令和5(2023)年度 ⇨ 令和12(2030)年度

(素案)

新潟県上越市

目次

序 計画の基本的事項	4
------------	---

第1部 第4次環境基本計画 7

第1章 上越市の環境の現状	8
第1節 生活環境分野	8
1-1 環境汚染の防止	8
1-2 生活環境の維持・向上	10
第2節 自然環境分野	14
2-1 自然環境との共生	14
2-2 自然環境の活用	16
第3節 地球環境分野	18
3-1 地球温暖化対策の推進	18
第4節 環境学習分野	22
4-1 環境啓発の推進	22
第2章 環境問題を巡る情勢の変化	26
第3章 今後の課題	30
第4章 望ましい環境像と政策の方針等	34
第1節 将来都市像	34
第2節 望ましい環境像と政策の基本方針	36
第3節 環境施策の体系	38
第5章 環境施策の展開	40
第1節 生活環境分野	40
1-1 環境汚染の防止	40
1-2 生活環境の維持・向上	42
第2節 自然環境分野	44
2-1 自然環境との共生	44
2-2 自然環境の活用	46
第3節 地球環境分野	48
3-1 脱炭素社会への移行の促進	48
3-2 持続可能な循環型社会の形成	50
第4節 環境学習分野	52
4-1 環境啓発の推進	52

第2部 第2次地球温暖化対策

実行計画 55

第1章 計画の基本的事項	56
第1節 計画策定の背景	56
第2節 計画の基本的事項	61
第2章 区域施策編	62
第1節 温室効果ガス排出量の現状	62
第2節 温室効果ガス排出量の将来推計	68
第3節 温室効果ガス削減目標	72
第4節 脱炭素社会実現に向けた施策の体系	74
第5節 脱炭素社会実現に向けた七つの重点施策	79
5-1 事務事業における脱炭素化の率先実行	79
5-2 市内事業者による脱炭素経営の促進	80
5-3 家庭への再エネ導入と省エネ対策の促進	81
5-4 地球温暖化対策の啓発・教育の推進	82
5-5 脱炭素型地域づくりモデルの構築	83
5-6 農林業の振興による吸収源対策の推進	84
5-7 地域と調和した民間再エネプロジェクトの促進	84
第6節 市民・事業者に期待される取組	85
6-1 市民に期待される取組	86
6-2 事業者期待される取組	88
第3章 事務事業編	90
第1節 温室効果ガス排出量の現状	90
第2節 温室効果ガス排出量の将来推計	96
第3節 温室効果ガス削減目標	98
第4節 目標達成に向けた取組	100

第3部 計画の推進に向けて 105

序 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

当市では、「上越市環境基本条例」に基づき、これまで、平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「上越市第 3 次環境基本計画」に基づいて環境施策を推進してきました。

また、平成 28 (2016) 年 3 月には、地球温暖化対策に係る個別計画として「上越市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

一方、この間の世界及び国内における環境問題の動向に目を向けると、海洋プラスチック問題や脱炭素社会の実現を始めとした地球規模での環境問題への危機感や、SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた取組が加速しており、行政・事業者・個人を問わず、環境改善に向けた行動の実行が喫緊の課題となっています。

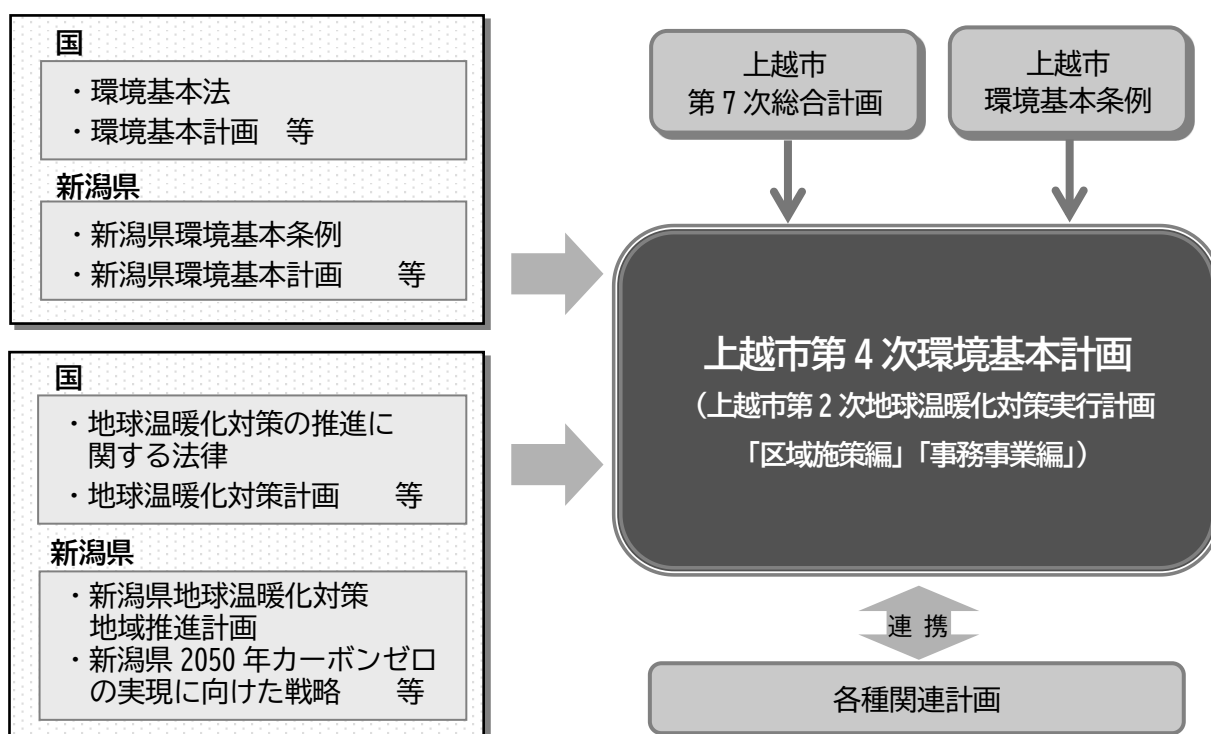
本計画は、令和 5 年度を初年度とする「第 7 次総合計画」と整合を図りつつ、今後一層の強化が必要な地球温暖化問題への対応も見据え、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図る「環境基本計画」と、温室効果ガスの削減を図る「地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)」を一体的に策定したものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国、県及び当市の各種法令や計画を踏まえて策定しており、「上越市環境基本条例」第 9 条及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づいた計画として位置付けられます。

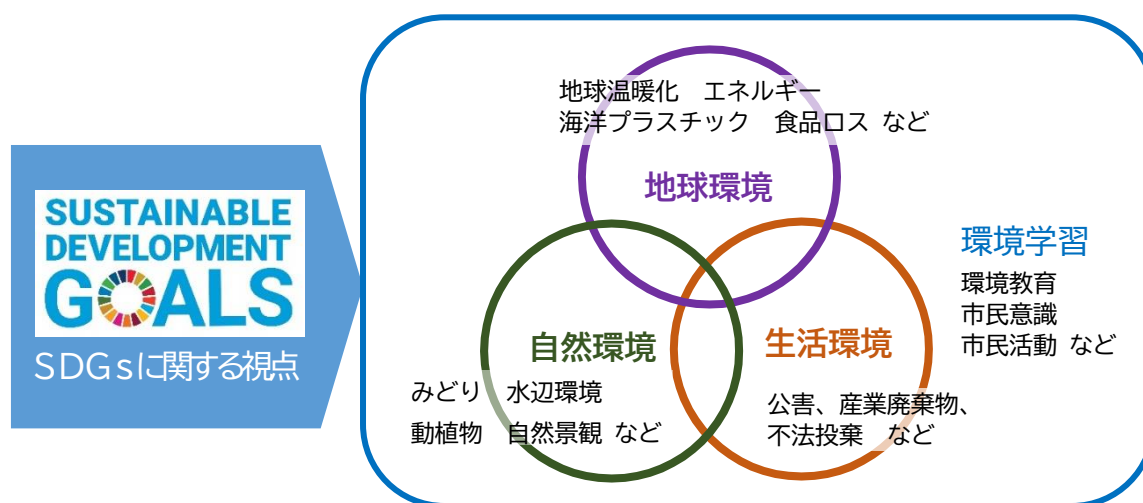
第 1 部「第 4 次環境基本計画」は、第 7 次総合計画で定める将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を環境の側面から実現していく指針として、また、第 2 部「第 2 次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)」は、環境基本計画における地球環境分野の望ましい環境像を実現するための実行プランとしての役割を持ちます。

当市では、両計画を一体的に運用し、市民・事業者・行政の各主体が連携しながら計画を推進していくことにより、健全で恵み豊かな環境を将来世代に引き継いでいきます。



(3) 計画の対象範囲

本計画（環境基本計画）の対象とする環境の範囲は、「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境学習」の4分野とします。また、「SDGs」を全てに影響する共通の視点として設定します。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、第7次総合計画の計画期間を踏まえ、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

なお、社会的情勢の変化や科学的知見の向上等により、計画見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

(5) 計画の構成

本計画は、「第1部 第4次環境基本計画」「第2部 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」「第3部 計画の推進に向けて」の3部構成となっています。各部の構成は以下のとおりです。

第1部 第4次環境基本計画	
第1章 上越市の環境の現状	環境の現状、第3次環境基本計画の取組状況
第2章 環境を巡る情勢の変化	環境に関する経済社会情勢の変化など
第3章 今後の課題	当市の現状や国・県の動向などを踏まえた今後の環境政策の課題
第4章 望ましい環境像と政策の方針等	分野毎の今後の環境施策、目標値など
第5章 環境施策の展開	望ましい環境像の実現に向けた具体的な取組項目など
第2部 第2次地球温暖化対策実行計画	
第1章 計画の基本的事項	区域施策編・事務事業編に共通する基本的事項
第2章 区域施策編	市全域からの温室効果ガス削減に向けた計画 ・温室効果ガス排出量の現状・将来推計・削減目標 ・温室効果ガス削減に向けた具体的な取組項目など
第3章 事務事業編	市の事務事業からの温室効果ガス削減に向けた計画 ・温室効果ガス排出量の現状・将来推計・削減目標 ・温室効果ガス削減に向けた具体的な取組項目など
第3部 計画の推進に向けて	
	計画の推進に向けた進行管理、推進体制

第1部 第4次環境基本計画

第1章	上越市の環境の現状	8
第2章	環境問題を巡る情勢の変化	26
第3章	今後の課題	30
第4章	望ましい環境像と政策の方針等	34
第5章	環境施策の展開	40

第1章 上越市の環境の現状

当市の環境や環境問題の現状と第3次環境基本計画に基づいた取組の状況を概観します。

第1節 生活環境分野

1-1 環境汚染の防止

(1) 大気汚染の防止

- 快適な大気環境を確保するため、大気中における汚染物質の濃度の変化を市内2か所の県測定局において常時監視し、測定値は県・環境省のホームページで公表しています。
- ばい煙発生施設や粉じんの管理について、大気汚染防止法、新潟県生活環境の保全等に関する条例、上越市生活環境の保全に関する条例に基づく届出・規制・公害防止協定等の手法により対応しています。
- 環境基準が設定されている二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は環境基準に適合しています。光化学オキシダントは全国的に環境基準の達成率が極めて低く、新潟県内でも令和3年度はすべての測定局で環境基準を超過することがありましたが、注意報発令基準には達しませんでした。

【環境基準適合率の推移】

(単位：%)

年度	H29	H30	R元	R2	R3
二酸化硫黄	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	95.9	95.7	96.3	97.6	98.3

出所 環境保全課

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

- 騒音規制法等の法令及び県の要綱等に基づき、住居地域、各種自動車道、工場、新幹線等の騒音・振動の測定等を行うとともに、必要に応じて関係機関に対策の要請を行っています。
- 悪臭防止法に基づき、比較的規模の大きい畜産業や製造業等から小規模な飲食店まで、さまざまな業種を発生源とする悪臭について、市民からの苦情を受けて状況を確認するとともに事業者へ改善に向けた対応を求めています。
- 近年、騒音・振動、悪臭等に関する苦情の件数は概ね横ばいですが、隣地の楽器の音、菜園の肥料や野焼きの臭いなど、生活に密接した苦情が多く寄せられる傾向が見受けられます。

【公害苦情件数の年度推移】

年度	苦情件数(件)		主な苦情内容	
	新潟県	上越市	騒音	悪臭
H29	1,007	36	ライブ演奏、チェーンソー、車両出入りなど	畜産系、海藻腐敗臭、浄化槽、薪ストーブなど
H30	1,007	26	バスケットボール、爆音機、生活音など	畜産系、飲食店、肥料、薪ストーブなど
R元	1,133	40	ゲートボール、楽器演奏、新幹線など	農地、野焼き、薪ストーブなど
R2	1,295	44	ゲートボール、飲食店深夜営業、新幹線など	畜産系、農地、野焼き、薪ストーブなど
R3	1,016	45	ヘリコプター、警笛、イベントなど	畜産系、農地、野焼きなど

出所 環境保全課

(3) 水質保全・排水処理対策の推進

- 水質汚濁防止法に基づき、河川・海域の水質の常時監視等を行うとともに、水質汚濁事故に対して関係機関との連携による対応、市民及び事業所等への事故防止の呼びかけを行っています。また、同法に規定される特定施設を有する工場及び事業場に排水基準の遵守状況の監視等を行っています。
- 家庭や事業場から排出される汚水を処理し、公衆衛生の向上や河川の水質保全などを図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、農業集落排水を含めた汚水処理施設の適切な維持管理及び未接続の世帯への接続を促進しています。
- 公共下水道の計画区域外及び農業集落排水の事業区域外においては、合併処理浄化槽の普及・整備を推進しています。
- 全市域から搬入されるし尿、浄化槽汚泥について、汚泥リサイクルパークで良質な水質、万全な臭気対策の機能を維持し安定的に処理しています。
- 過去 5 年間に環境基準が設定されている河川・海域における BOD または COD において、環境基準に不適合となった地点はありませんでした。



下水道センターの処理施設

【市内での水質調査の実施状況】

区分	地点数(箇所)	延べ回数(回)	
水質	河川	23	173
	海域	6	36
	湖沼	7	9
	地下水	14	14
底質	河川	7	16

※上記は県計画分を含む
出所 環境保全課



汚泥リサイクルパーク

(4) 地下水の保全、土壌汚染の防止

- 地盤沈下の状況を把握するための地下水位と地層収縮量の測定・観測を行うとともに、地下水揚水量の届出に基づく把握を行っています。また、注意報や警報の発令時には、事務処理要項に基づき緊急時対策を行うとともに、地盤沈下対策の一層の推進のため、平成 30 年に上越地域地盤沈下防止対策推進協議会の地盤沈下防止対策推進計画の見直しを行うとともに、揚水設備設置者に対して揚水量節減のための啓発活動を行っています。
- 土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づく土壌調査等による汚染の把握、水質汚濁防止法による有害物質の地下浸透の規制、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物の埋立方法の規制等により対策を行っています。
- 地下水汚染については、水質汚濁防止法に基づく常時監視を行うとともに、地下水流動の上流域において独自に監視を行うとともに、汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づいて関係事業場の監視・指導を行っています。
- 地盤沈下については、冬期間に地層収縮量が増大し、現在も進行中です。土壌汚染・地下水汚染については、新たに判明した汚染に対して、法に基づく区域指定等を行っています。



地盤沈下に係る緊急時対策の
注意報・警報発令対象区域

(5) 化学物質等による汚染の防止

○大気中の化学物質については、市内2か所の県測定局において常時監視し、測定値は県・環境省のホームページで公表しています。

○放射線の空間線量率について、上越地域消防事務組合管内の8つの敷地で毎日定時測定を行い、広報紙で市民に結果を周知しています。測定を開始した平成24年6月1日から令和4年3月31日まで、1時間当たり0.016~0.16 μ Sv(マイクロシーベルト)の通常範囲を超えた数値を測定した実績はありません。

【上越地域消防事務組合一覧】

1	上越南消防署	(北城町)
2	上越南消防署 高土分遣所	(高津)
3	上越消防署	(藤野新田)
4	上越消防署 名立分遣所	(名立区名立大町)
5	頸北消防署	(柿崎区柿崎)
6	東頸消防署	(安塚区松崎)
7	新井消防署	(妙高市諏訪町)
8	頸南消防署	(妙高市田切)

1-2 生活環境の維持・向上

(1) ごみの適正処理の推進

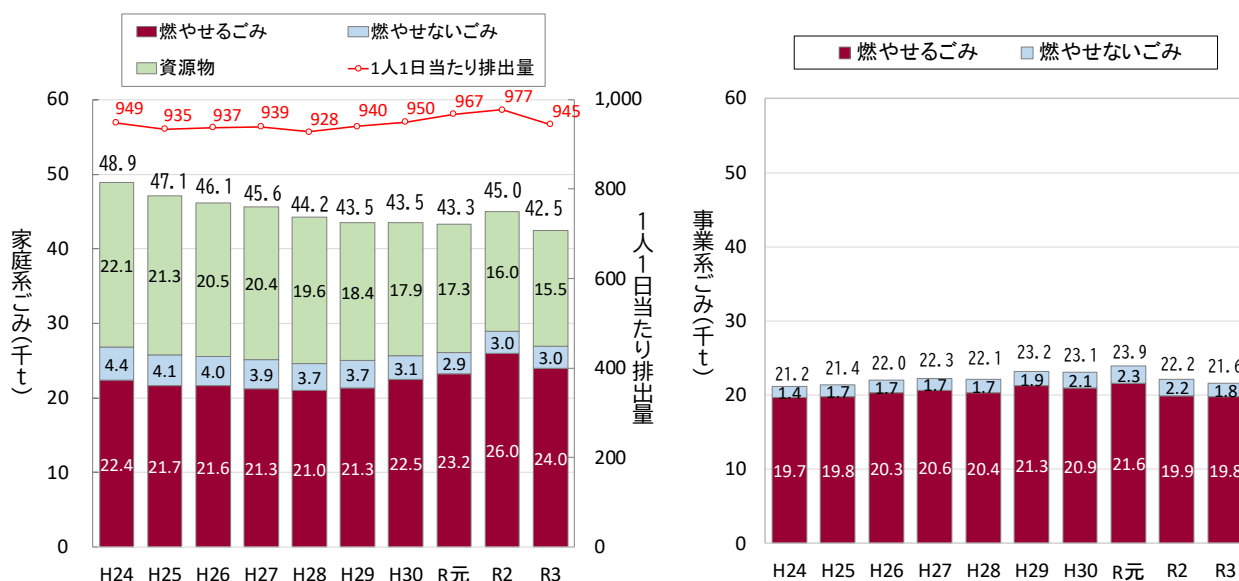
〈ごみの排出量の推移〉

○一般廃棄物処理基本計画(平成27年3月策定、令和元年度改定)に基づき、廃棄物処理を行っています。

○ごみの分別区分は14分類(うち「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「生ごみ」の3品目は有料化の対象品目)で、燃やせるごみは平成29年10月から新たなクリーンセンターで焼却処理を行っています。

○当市では、近年、ごみの排出量は横ばいで推移しており、特に、事業系一般廃棄物の排出量が減少していないため、食品ロスや資源の消費、廃棄物の発生を抑制するほか、資源の循環利用を一層促進していく必要があります。

【ごみの排出量の推移(家庭系・事業系ごみ)】



※1: 「1人1日あたりの排出量(g)」は、家庭系ごみと事業系ごみの総量から算出(人口は各年度3月末日を基準)
 ※2: 集団回収を除く

出所 生活環境課

- ごみの減量化と再資源化に向け、ごみの分別を徹底するため、広報紙や町内回覧等を活用して分別の徹底を呼びかけるとともに、希望する町内会等での出前講座を行っています。
- 毎年6月を環境月間、10月を3R推進月間として設定し、ごみの減量化と再資源化の周知を図っています。
- 平成30年度のプラスチック製品・ゴム製品等の分別区分の変更に当たっては、丁寧な市民説明会を実施しました。
- また、「家庭ごみの分け方出し方ガイド」の改訂・全戸配布、出前講座の開催、スマートフォン等で簡単に検索できる「ごみ分別辞典」の導入等、市民へのごみ処理ルールの浸透を図りました。
- 事業系ごみの分別については、市ホームページや事業系ごみ処理ガイドブックで周知・啓発を行っています。
- ごみの不法投棄防止や良好な生活環境の確保のため、「生活環境作業員」を配置し、不法投棄物の改修、ごみ集積所や資源物常時回収ステーションの巡回、排出物の整理を実施するとともに、市民、事業者、行政機関が一体となった「上越市不法投棄防止情報連絡協議会」において不法投棄の未然防止に取り組んでいます。
- 障害や高齢などの理由によって、ごみの分別や搬出が困難な市民に対して、福祉部門、町内会等と連携し、ごみヘルパーを委嘱し支援しています。

【生活環境作業員の対応件数】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
不法投棄(件)	602	1039	1280	312	265
野焼き(件)	44	39	46	53	59

※不法投棄については、令和2年度から集計方法を見直し、ペットボトル等のポイ捨ては集計対象外としています。

【ごみヘルパー事業実績】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
支援世帯(世帯)	62	60	61	71	68
ヘルパー委嘱数(人)	52	52	56	66	66

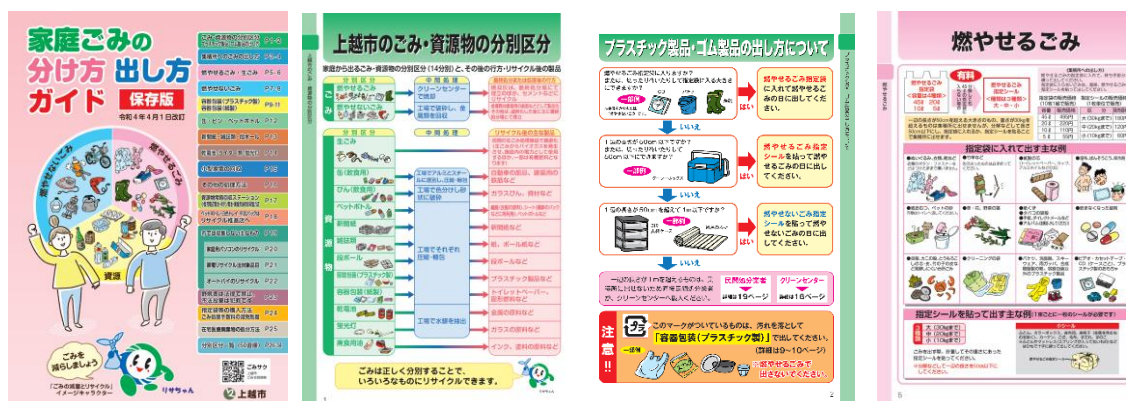
出所 生活環境課

〈廃棄物の適正処理に向けた施設等の整備〉

- 最終処分場の整備では、市内における公共関与の最終処分場の整備に向けて、県が設置した「上越地区における広域最終処分場候補地検討委員会」で、当市の意見を県に伝えるとともに、関係資料の確認作業を行ったほか、同委員会にオブザーバーとして参加しました。同委員会は5か所の候補地を選定し、県へ報告しました。これを受けた県は、地域住民等の意見を踏まえ、住民生活への影響を最小化する観点から比較評価し、柿崎区下中山地内及び竹鼻地内の2か所に絞り込みました。
- 最終処分場の維持管理では、当市が管理する最終処分場等について、適切な管理を行ったほか、廃止基準を満たした処分場を廃止しました。
- リサイクル推進施設の整備では、旧第2クリーンセンターを除却し、その跡地に整備する資源ごみ等貯留施設(ストックヤード)について、当市の廃棄物処理体制の維持及びリサイクルの推進を図るため、令和5年度中の供用開始を目指して整備を進めています。

(2) リサイクルの推進

- 家庭ごみの14分別収集品目のうち資源物の12品目については、中間処理した上で全ての品目を再商品化・再資源化し、ごみの減量並びにリサイクルの推進を図っています。
- 小型家電リサイクル法に基づき、パソコンや携帯電話等の小型家電製品を積極的に収集することで、燃やせないごみの減量化とともにリサイクルを推進しています。また、無料の回収ボックスを市内25か所に設置しリサイクルを推進しています。
- ガラスびんを割らずに収集することにより、様々なガラス製品の原材料への活用を図っています。
- 町内会集積所、資源物常時回収ステーションやリサイクル推進店から資源物を収集し、適正処理を行っています。
- 町内会の資源物集積所に必要な看板や表示板等を作成・配布し、市民が資源物を出しやすい環境を整備しています。
- 広報紙や町内回覧等を活用した呼びかけ、出前講座の開催、ガイドブック等の活用により資源物の分別徹底を図っています。



家庭ごみの分け方・出し方ガイド（一部抜粋）

【小型家電の回収状況】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
総回収量(t)	13	10	12	13	11

出所 生活環境課

市内25か所に無料の回収ボックスを設置し、家庭で不要になったパソコンや携帯電話など50品目の小型家電を回収しています。（ただし、回収ボックスの中に入るものに限り。）

投入口サイズ: 縦20cm×横40cm

(3) 環境美化の推進

- ごみの散乱防止や環境の美化を図るため、年間を通じた全市クリーン活動の実施を推進し、町内会を始め企業、ボランティア団体など、多数の市民参加により、公園、海岸等に散乱したごみを回収しています。
- 生活環境作業員により海岸線や道路などの不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期回収を行っています。
- 市民、事業者、行政機関が一体となった「上越市不法投棄防止情報連絡協議会」において不法投棄の未然防止や美しいまちづくりを推進しています。

【全市クリーン活動の活動実績】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
参加団体数	1,768	1,859	1,793	1,699	1,744
参加人数(人)	61,366	66,779	61,269	47,913	55,445
回収量(kg)	82,886	104,866	92,587	82,188	99,948

出所 生活環境課



全市クリーン活動の様子

(4) 景観形成の推進

- 多くの人々が共感し、心地よいと感じる景観を市民の共有資産=「景観資産」と位置づけ、これまでに、豊かな自然に分類される 10 件の景観資産を特定しています。
- 景観アドバイザーによるアドバイスや届出制度に基づく審査の実施により、建築物等の色彩・照明・サイン等について周辺環境と調和するよう誘導し景観形成の推進に向けた取組を行っています。

【景観資産一覧（豊かな自然）】

資産一覧	
高田城址公園の桜	田麦のぶな林
高田城址公園のハス	米山
諏訪神社の大ケヤキ	朝日池
柳葉ひまわり	松ヶ峯周辺の桜と妙高山
虫川の大杉	夕日の沈む日本海

出所 都市整備課

第2節 自然環境分野

2-1 自然環境との共生

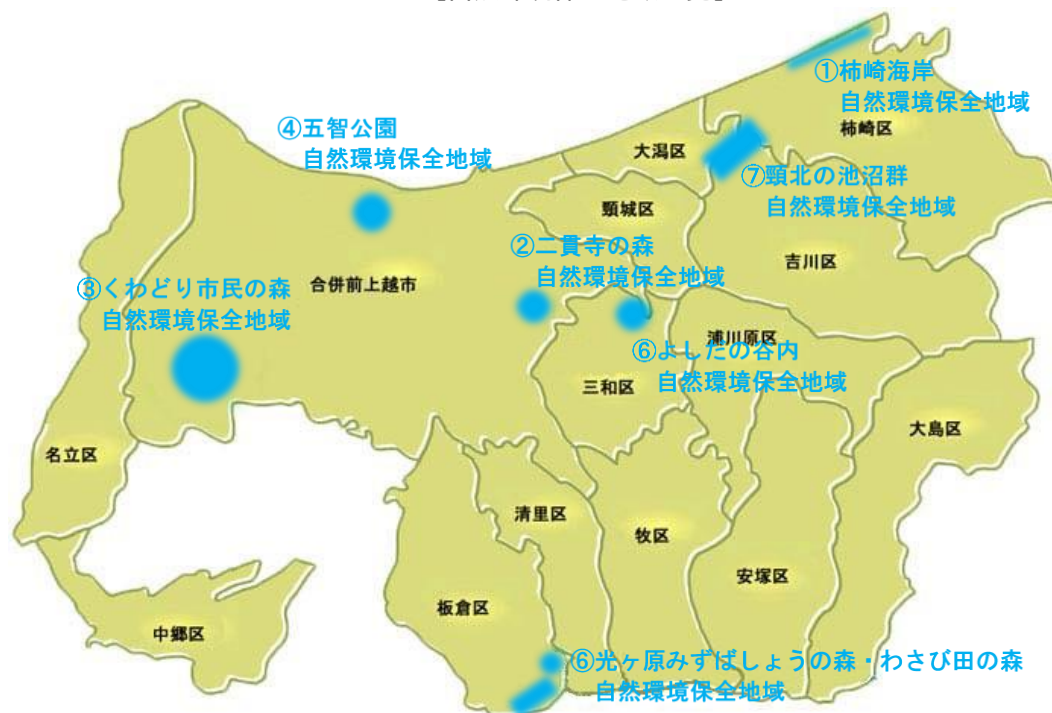
(1) 生物多様性の保全

〈自然環境の保全〉

○上越市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全推進委員会を開催し、市の自然環境保全地域をこれまでに7か所指定し、開発行為等の規制を行っています。また、自然環境保全地域における団体の活動を支援するとともに、同地域及び同候補地等において自然環境調査・監視員による現況調査等を実施しています。

○絶滅のおそれのある野生生物をとりまとめ、その現状等を整理した上越市版レッドデータブックを活用し、自然環境を保全する上での基礎資料とするとともに、市民等に対する情報提供や環境教育を推進しています。

【自然環境保全地域一覧】



凡例：○…該当、△…要素を含む

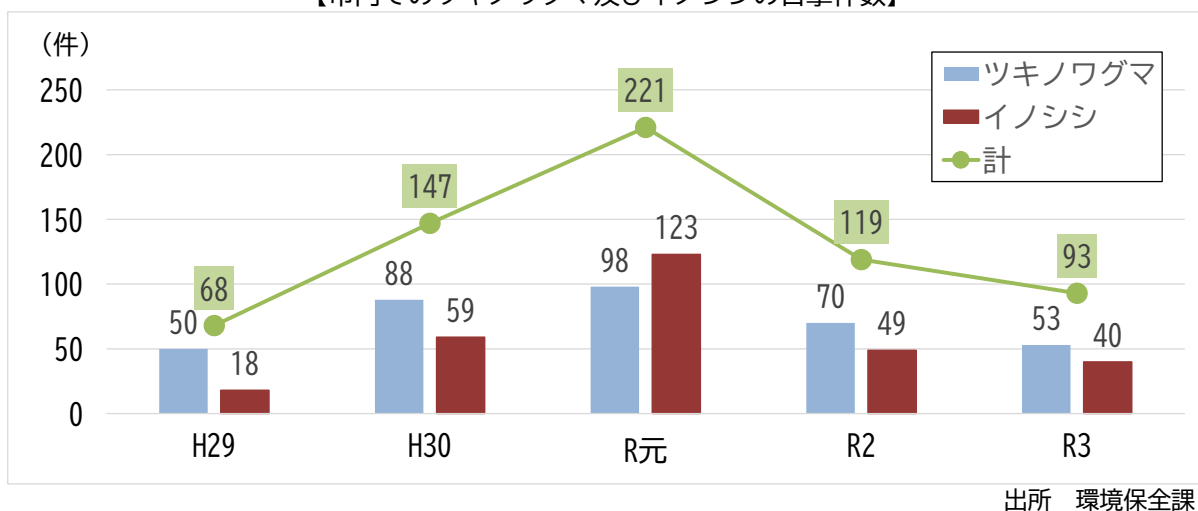
No.	保全地域名	地域	指定時期	面積 (ha)	自然の特徴					
					海	山林	里山	水源	川	池沼
1	柿崎海岸 自然環境保全地域	柿崎区	H22.3	8	○					
2	二貫寺の森 自然環境保全地域	諏訪区、保倉区	H23.3	28			○		△	
3	くわどり市民の森 自然環境保全地域	谷浜・桑取区	H26.3	22		○		○	△	
4	五智公園 自然環境保全地域	直江津区	H26.3	132			○			
5	光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森 自然環境保全地域	板倉区	H28.3	17		○		○		
6	よしだの谷内 自然環境保全地域	三和区	H30.3	6						○
7	頸北の池沼群 自然環境保全地域	柿崎区、大潟区、吉川区	R3.3	133						○

出所 環境保全課

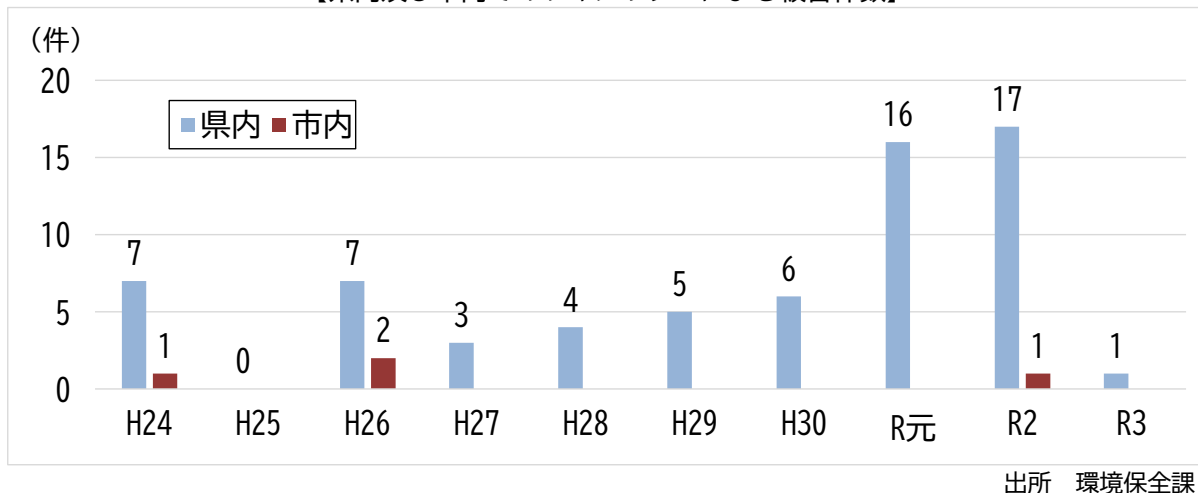
〈野生生物との共生〉

- ツキノワグマやイノシシ等の大型野生鳥獣から市民の安全・安心を確保するため、7地域で計画的な予察捕獲を実施したほか、大型野生鳥獣の出没対策として、緩衝帯の整備等を実施しています。また、人身被害を防止するための多発時期に先立って注意喚起を行うとともに、安全メール等を通じた速やかな情報提供を行っています。
- 住宅地周辺への出没など、人身被害が発生する恐れがある場合には、地元猟友会員から推薦された鳥獣被害対策実施隊員が必要に応じて捕獲を行うとともに、繰り返し出没があった地域では爆音機を設置し追い払いを実施しています。市民等の安全確保を図る体制を整備しています。
- イノシシを中心とした農地・農作物被害の早期根絶を図るため、上越市鳥獣被害防止対策協議会との連携の下、「出没しにくい環境づくり」、「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」の三つの対策を柱に取組を推進しています。
- 有害鳥獣捕獲の担い手を安定的に確保していくため、県の補助事業や上越市鳥獣被害防止対策協議会の独自事業により、狩猟免許等の取得を支援しています。
- 大型獣被害対策学習会を開催するなど、人身被害防止の意識啓発を行っています。
- 市民からの野生鳥獣に係る通報・相談があった際には、市の関係部署や関係機関と連携して助言や情報提供等を行っています。

【市内でのツキノワグマ及びイノシシの目撃件数】



【県内及び市内でのツキノワグマによる被害件数】



(2) 開発事業に対する環境配慮の誘導

- 環境影響評価法、新潟県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について、自ら適正に調査・予測及び評価を行う「環境影響評価」について、環境影響評価会議を設置し調査審議する実施体制を確保しています。
- 近年では、平成 25 年度に「上越市廃棄物処理施設（新クリーンセンター）整備及び運営事業」について調査審議を行いました。平成 26 年度以降は該当案件がありません。
- 上越市水道水源保護条例、大規模開発の適正化に関する条例等を運用し開発事業の規制等を行っています。「上越市大規模開発行為の適正化に関する条例」では、開発予定者が大規模開発行為に係る土地を取得又は開発するときに、事前に市と協議することを義務付け、同条例に規定された基準に基づき審査を行っています。
- 法令等に基づく各種開発事業について、市の関係部署から照会・協議があった際には、法令等を踏まえ環境配慮の側面から回答等を行っています。

2-2 自然環境の活用

(1) 緑地・公園の活用

- 市民の森では、自然体験・学習イベント等を開催し、自然環境に関する意識の高揚を図ったほか、散策道や管理棟の整備等を実施し、施設の維持管理を行っています。



くわどり市民の森 木工作体験



二貫寺の森 自然観察会

- 都市公園では、「高田城址公園基本計画」や「五智公園基本計画」等に基づき計画的な整備を進め、魅力的な都市空間の形成に努めています。また、地元町内会等とパーク・パートナーシップ協定を締結し、地域と連携した公園管理を行っています。
- 高田城址公園の桜が「桜の名所」であり続けるため、「高田城址公園桜長寿命化計画」に基づき、計画的な世代更新や土壌改良などの樹勢回復手当により生育の健全化を図っています。桜管理を専門として配置した桜守を中心に日常管理を行うとともに、市民及び市民団体と市の協働による「桜プロジェクト」など、ボランティア団体と連携した保護管理活動を継続しています。



高田城址公園 桜のボランティア活動



五智公園 環境学習

【都市公園の整備状況（令和3年度）】

種別	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	運動公園	広域公園	特殊公園 (歴史・風致)	合計
箇所数	2	2	5	128	3	1	2	143
面積(ha)	74.5	8.5	6.3	27.8	32.2	48	11.9	209.2

※各面積は少数第二位（ha）を四捨五入。合計数は各公園面積（㎡）の合計値。

【パーク・パートナーシップ実施公園数】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
実施公園数	118 (136)	118 (136)	118 (136)	118 (136)	118 (136)

※カッコ内は都市公園以外を含めた実施数

出所 都市整備課

（2）環境保全型農業の推進

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料 や 化学合成農薬を 5 割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して環境保全型農業直接支払交付金による支援を行っています。
- 環境保全型農業を関係機関・団体と連携しながら積極的に推し進めたことにより、県下で上位を占める取組面積となりました。

【環境保全型農業直接支払い交付金の交付者数及び取組面積の実績】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
交付者数(組織)	82	64	56	48	43
取組面積(ha)	1,063	931	921	878	648

出所 農政課

第3節 地球環境分野

3-1 地球温暖化対策の推進

(1) 省エネルギーの推進

- 公共施設等における省エネ化を推進するため、環境省の補助事業を活用し、公共施設等の省エネルギー診断及び省エネ設備導入に向けた検討を行い、設備の更新時期を迎え、エネルギー使用量の削減効果が高いと見込まれる3施設（高田図書館、ユートピアくびき希望館、雁木通りプラザ）について、省エネ設備（LED照明設備、高効率の空調設備、インバーター制御設備等）を導入しました。
- 職員自らが省エネルギーに取り組むとともに、環境に対する意識醸成を図るため、令和2年度に日常業務の中で実践可能な省エネの取組等をまとめた「エコオフィスの手引き」を作成し、庁内において周知、意識啓発を行っています。
- 省エネの取組について、6月の環境月間に合わせて、広報紙やラジオで周知を行ったほか、環境イベントでのパネル展示や環境クイズ、体験型学習等を通じて、広く市民や事業者を意識啓発を行っています。
- 温室効果ガスの削減を継続的に実行するため、上越市環境マネジメントシステム（JMS）により、自律的な改善を促す進捗管理や内部の環境管理委員会で取組の検証を行うとともに、環境政策審議会の意見を踏まえ取組や運用の見直しを行っています。
- 「グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入調達方針」に基づき、できる限り環境負荷の小さい製品やサービスを優先して購入する取組を推進したほか、「夏季の軽装運動」「冬季の省エネ運動」を実施し、省エネルギーの取組を推進しています。

【市役所の主なエネルギー消費量】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
電気(kWh)	66,059,894	62,960,399	61,355,971	59,197,609	60,517,992
都市ガス(m ³)	2,866,424	2,871,024	2,871,889	3,003,170	3,146,496
灯油(L)	2,215,928	2,143,293	1,786,773	1,504,479	1,395,094

出所 環境保全課

【市役所等での主な省エネの取組】

①エコオフィスの手引き

令和2年度に日常業務の中で実践可能な省エネの取組等をまとめた「エコオフィスの手引き」を作成し、庁内において周知、意識啓発を図っています。

②クールビズ・ウォームビズ

年間を通じて、夏季・冬季それぞれ省エネ運動を実施し、冷暖房の効率化に努めています。

③不要な照明の消灯

市民へのサービス提供に影響がない範囲で、不要な照明を消灯し、節電に努めています。

④近年の省エネルギー設備の導入事例（H30～R元年度）

施設	更新・導入設備	CO ₂ 排出削減効果 (R2年度)
高田図書館	照明LED化、パッケージエアコン・マルチエアコン更新、空調設備ポンプにインバーター制御導入	47.5t-CO ₂
ユートピアくびき希望館	照明LED化、空調設備ポンプにインバーター制御導入、EMS導入	81.0t-CO ₂
雁木通りプラザ	照明LED化、ガスヒートポンプエアコン更新	10.5t-CO ₂

省エネに取り組んでいます

- クールビズ実施期間：5月10日～10月31日
 - ・職員は原則ノー上着、ノーネクタイで執務します。
 - ・会議等にご出席の際は、ノー上着、ノーネクタイでお願いします。
- 空調を使用する場合は28℃を目安に運転しています。
- 不要な照明は消灯しています。



(2) 再生可能エネルギーの導入

- 平成 25 年度に策定した再生可能エネルギー導入計画では、平成 26 年度から令和 2 年度の 7 年間を計画期間として、地域特性や利用可能量、導入実績等を踏まえ、当市に適した再生可能エネルギーを選定し、6 項目（太陽光発電、小水力発電、バイオマス利用、雪氷冷熱利用、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車）の再生可能エネルギーについて重点的に取り組んできました。
- メガソーラー（発電規模が 1,000kW 以上の設備）事業については、たにはま公園と柿崎区の市有地 2 か所のほか、民有地 5 か所において、エネルギー供給事業者が発電事業を運営しており、発電出力の合計は計画目標である 12MW(メガワット)を上回る 13MWとなりました。
- 市民モニターによる太陽光発電設置事業では、市の設置費補助により、住宅への太陽光発電システムの設置が進み、計画目標である 3,300MWh(メガワットアワー)の年間発電量を達成しました。
- 雪冷熱エネルギーの活用については、積雪が多いという地域特性を活かし、安塚区を始め、市内 13 施設に雪室（民間含む）が導入されており、米を始めとした農産物や日本酒などの高付加価値化・ブランド化による市内事業者や農業者等の所得向上と地域の活性化を図っています。
- 温度差エネルギーに関する取組について、上越妙高駅西口駅前広場の歩道に、地中熱ヒートパイプ方式の融雪設備を平成 26 年 9 月に設置したほか、実証実験として平成 28 年度に上越保健センターの駐車場で下水熱による融雪設備を設置しました。
- その他、新クリーンセンターでは、市内で発生した燃やせるごみの焼却熱を利用した発電を行うとともに、下水道センターでは下水道汚泥の消化ガスを利用した発電により場内で使用する電力の一部を賄っています。また、汚泥リサイクルパークではし尿や浄化槽汚泥のメタン発酵によるバイオガスで施設の熱供給を賄うなど、それぞれの施設において、再生可能エネルギーの有効利用に取り組んでいます。
- 森林所有者から作業を受託する林業経営者（森林組合等）の森林整備に関する事業費を補助し、間伐等に係る経費の負担を軽減し、森林整備の促進を図っています。

【市内における再生可能エネルギー設備の導入容量】

年度	H29	H30	R 元	R2	R3
導入容量(kW)	28,266	28,992	29,624	33,356	31,247

※FIT（固定価格買取制度）による事業認定分

出所 資源エネルギー庁

【市内公共施設等における再生可能エネルギーの発電実績】（単位:MWh）

区分	年度					
	導入施設	H29	H30	R 元	R2	R3
太陽光発電	雁木通りプラザ等	101	81	69	60	59
小水力発電	正善寺浄水場	139	113	193	266	370
消化ガス発電	下水道センター	1,440	1,491	1,501	1,455	1,466
ごみ焼却発電	クリーンセンター	11,954	32,068	31,911	33,603	33,284
風力発電	うみてらす名立等	1,158	928	503	216	-
計	-	14,792	34,681	34,176	35,599	35,179

※端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

出所 環境保全課

【市内公共施設等における再生可能エネルギーの利用事例】

区分	箇所数	設置施設等
太陽光発電	14 箇所	下記 13 施設（ほか木田庁舎には屋外照明の設置あり）
小水力発電	1 箇所	正善寺浄水場（ほか柿崎川浄水場は民間のマイクロ水力発電あり）
消化ガス発電	1 箇所	下水道センター
ごみ焼却発電	1 箇所	クリーンセンター
バイオガス利用	1 箇所	汚泥リサイクルパーク
下水熱利用（融雪）	1 箇所	保健センター（実験的設置）
地中熱利用（融雪）	3 箇所	小林古径記念美術館、上越妙高駅前広場（西口）、ガス水道局
雪冷熱利用（冷房）	3 箇所	安塚小学校、安塚中学校、キュービットバレイセンターハウス
雪冷熱利用（冷蔵）	2 箇所	ユキノハコ、和田雪室（民間での利用）

※風力発電施設は令和3年度で全て廃止

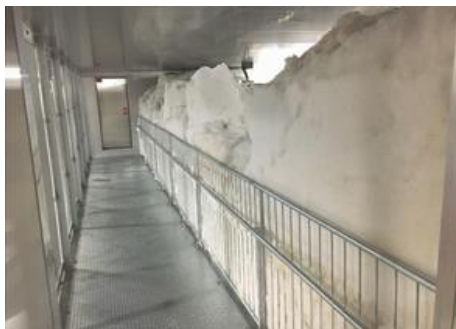
【太陽光発電を設置している市内の公共施設】



写真 大町小学校(左上) 雪だるま物産館(左下)
上越市役所木田庁舎(右)※屋外照明のみ

No.	施設名	発電出力 (kW)
1	雁木通りプラザ	19.5
2	富岡小学校	20.0
3	市民プラザ	10.0
4	南三世代交流プラザ	5.0
5	港町特定公共賃貸住宅	10.0
6	市営子安住宅1号棟	5.0
	市営子安住宅2号棟	5.0
7	安塚中学校	30.0
8	豊原小学校	20.0
9	大町小学校	20.0
10	やちほ保育園	4.0
11	雪だるま物産館	10.0
12	はまっこ保育園	5.9
13	春日小学校	20.0
計（13施設 [14箇所]）		184.4

【雪中貯蔵施設「ユキノハコ」】



【市内の雪冷熱エネルギーを利用する施設】

No.	区分	施設名	貯雪量 (t)
1	冷房	キュービットバレイセンターハウスレストラン ※ふれあい昆虫館は休館中	1,539
2		安塚中学校	660
3		安塚小学校	150
4	冷蔵	JAえちご上越「利雪型米穀貯蔵施設」	548
5		マルソー株式会社柿崎雪室倉庫	500
6		岩の原葡萄園（合併前上越市）	330
7		和田雪室	330
8		JAえちご上越「柿崎雪室」	160
9		個人の雪室（吉川区）	150
10		樽田雪中貯蔵施設「ユキノハコ」	90
11		簡易型雪室実験施設「信濃坂の雪室」	70
12		JAえちご上越「あるるんの杜雪室」	20
13		個人の雪室（板倉区）	20
計（13施設）			4,567

出所 上越市調べ

(3) 拠点形成と交通ネットワークの構築

- 第6次総合計画の土地利用構想に基づき、めりはりのある土地利用を推進するとともに、暮らしを支える都市機能が集積したまとまりのある拠点の形成を図っています。また、人や物の移動を支える交通ネットワークを「広域ネットワーク・拠点間ネットワーク・地区内ネットワーク」に区分し、拠点と市外・拠点と拠点・拠点と地区内の集落のそれぞれの間を支える最適な交通ネットワークの構築を進めています。
- 平成29年3月に「都市計画マスタープラン」で掲げた将来都市構造の実現に向けて「立地適正化計画」を策定し、公共交通に関する計画とも連携しながら、都市機能の充実と居住エリアの緩やかな集束を推進しています。
- 令和2年3月に策定した第2次総合公共交通計画に基づき、市民の日常生活にあわせたダイヤの設定及び停留所の新設等、路線バスの利便性向上に取り組むとともに、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、重複路線の解消や運行形態の転換など、運行の効率化を図っています。
- 路線バスが廃止となる地域や路線がない地域等において、住民が主体となった互助による輸送等の取組に対して補助金を交付し、住民の移動手段の確保を図っています。
- スマートフォンなどで路線バスの運行状況がリアルタイムで確認できる「バスロケーションシステム」の導入などによる利便性の向上や、公共交通の割引情報をまとめたリーフレットの配布、「夏休み『バス乗車体験』キャンペーン」の実施などの利用促進を図っています。
- えちごトキめき鉄道(株)及び北越急行(株)が行う設備の修繕事業等に対する補助金を交付するなど支援を行い、運行ダイヤや乗り継ぎにおける利便性を維持するとともに、両社の経営安定化と鉄道の安全安定輸送を確保しています。

【路線バス・乗合タクシー・市営バスの利用者数】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
利用者数(人)	1,574,065	1,577,608	1,551,765	1,257,890	1,290,539

出所 交通政策課(各運行事業者提供資料に基づき作成)

(4) 地産地消の推進

- 地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図っています。
- 学校給食における地場産野菜の利用促進のため、生産者、納入業者、JAえちご上越等と連携し、消費拡大に努めています。

【地域食材を積極的に取り扱う小売店・飲食店等(地産地消推進の店)の認証店数(累計)】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
店舗数(軒)	156	162	167	170	173

出所 農政課

第4節 環境学習分野

4-1 環境啓発の推進

(1) 環境学習の推進と事業者支援

○小中学校において、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動で、具体的な環境活動を行ったほか、自然環境の調査・見学や専門家による講習など関係団体との連携を通して環境問題についての理解を深め、成果の対外的な発信や地域ぐるみの活動へ展開した事例も生まれています。また、道徳科において、自然愛護について深く考え議論するなど、体験活動において、自ら考え、自ら行動できる力を高める環境教育を計画的・継続的に進めています。

○市では、地域や学校に出向き、楽しみながら学べる環境出前講座を実施することにより、市民の環境問題への関心を引き出し、地域における環境保全・改善活動の推進を図っています。

○また、環境イベントや市内集客施設で啓発パネルの展示や体験活動などを行い、市民が環境について身近に感じてもらえるよう意識啓発を図っています。



地域住民と連携した地球環境学校での環境学習の様子

○市内各地域の地域青少年育成会議の活動では、「花いっぱい運動」等の環境整備活動、クリーン活動に取り組み、地域の環境保全に関わっています。



大湍の子どもを育てる会
クリーン作戦の様子



雄志中学校区青少年育成会議
地域の花いっぱい活動の様子

○地球環境学校における主に学校単位での体験学習プログラムの提供、上越科学館での民間事業者からの協力を得た環境・エネルギーをテーマとした展示、上越清里星のふるさと館における天体観測や展示・講座の開設等、環境保全に関する意識向上や学習機会の提供を行っています。

【地球環境学校利用人数】

年度	H29	H30	R元	R2	R3
利用者数(人)	5,258	5,744	5,580	5,476	6,461

出所 環境保全課



地球環境学校 生き物観察・水質調査



上越科学館 Eゾーン エネコムステーション

(2) 市民、事業者との協働による取組の推進

○市では、第3次環境基本計画に基づき、上越環境マネジメントシステム（市独自の環境マネジメントシステム）を活用するなかで、市が行う事務事業及び施設を対象としたPDCAサイクルによる継続的な環境改善活動を実施しています。

○環境問題は、地球温暖化や海洋プラスチック、SDGs等の一層グローバルな対応が必要になっており、新たな環境課題に対応していくため、令和2年度からは、環境団体と連携した学習会を実施するなど、市民に対する啓発、情報発信を強化しています。

○環境団体等との情報交換会を開催し、各団体の課題や今後の取組について、情報共有することで、市と環境団体等、団体同士のネットワークづくりや連携強化を図っています。

○市ホームページや広報紙を中心に環境情報や環境団体等の活動の周知を行うとともに、SNSなども活用し、環境団体等が企画するイベント情報を掲載することで環境に対する市民の意識向上、環境イベントや環境学習会への参加を促進しています。



上越市と長野市の環境交流事業の様子



柿崎海岸での海岸清掃と植物観察会の様子

- 上越市3Rオフィスクラブ認定制度により、事業活動の中での3Rの実践を促進するとともに、上越市生活環境協議会連合会において、市民の自主的な取組によりごみの減量と資源リサイクル推進活動を実施するほか、地域における環境美化を実施するためのクリーン活動や不法投棄防止活動、生活環境研修会の開催などの事業を通じて環境美化やごみの減量に対する意識向上を図っています。
- 環境省が策定した中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション 21 の認証取得支援プログラムにより、認証取得を目指す事業者に対する普及を推進し、事業者等への環境経営の普及を図っています。

【エコアクション 21 の概要と市内事業者の実績】

エコアクション 21 の普及を推進することにより、地域全体の二酸化炭素などの排出及びエネルギーコストなどの削減を実現し、環境負荷の低減を図るとともに、経費等の問題でISO14001 の認証取得が困難な事業者等への環境経営の普及を図ることができます。

年度	H29	H30	R 元	R2	R3
認証取得数(事業者)	16	15	16	15	15

出所 環境保全課



エコアクション 21 の取組における活動例等

出所 エコアクション 21 中央事務局

第2章 環境問題を巡る情勢の変化

環境問題への対応に関わりが深い経済社会情勢の変化や、国及び新潟県の環境関連の主な法令・計画等の動向を概観します。

(1) 経済社会情勢の主な変化

(ア) 持続可能な社会の実現に向けた取組の加速

- ・SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、令和 12 (2030) 年を期限とする国際社会の共通目標です。
- ・持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (目標) と、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを原則としています。
- ・国においては、平成 28 (2016) 年に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を設置するとともに、毎年、実施方針と優先的課題を発表し、地方自治体や民間企業などのあらゆる主体による積極的な取組を求めており、当市の第 7 次総合計画でもその理念を取り入れています。



(イ) 新たな感染症の感染拡大による世界経済やライフスタイルの変化

○世界的な感染症拡大による経済・生活への影響

- ・2019 年 12 月に確認されて以来、感染が世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」) は経済社会全体に大きな影響をもたらしています。
- ・日常生活においては、感染拡大防止のための非常事態宣言の発出等により一斉休校や外出の自粛、テレワークの拡大など、ワーク・ライフスタイルに大きな変化が生じました。
- ・また、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクが顕在化し、物流や人流、データ通信を含めた消費・生産活動や、エネルギー、廃棄物といった環境面にも影響が生じています。

○環境問題との関わり

- ・新型コロナを始めとする新興感染症は、土地利用の変化等に伴う生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化にも関係していると言われており、社会経済活動の在り方や、自然との関わり方まで含め、地球環境問題の深刻さを再認識させています。
- ・令和 2 (2020) 年 1 月以降、新型コロナの世界的な拡大により、経済活動の停止に伴い温室効果ガス排出量も減少傾向もみられましたが、これは一時的なものと考えられており、新型コロナの収束後はSDGsの考え方を踏まえつつ、経済復興と気候変動対策を両立させ、感染症の脅威にも強い持続的な成長が可能な社会を構築していくことが求められています。

感染症拡大により見られた主な影響

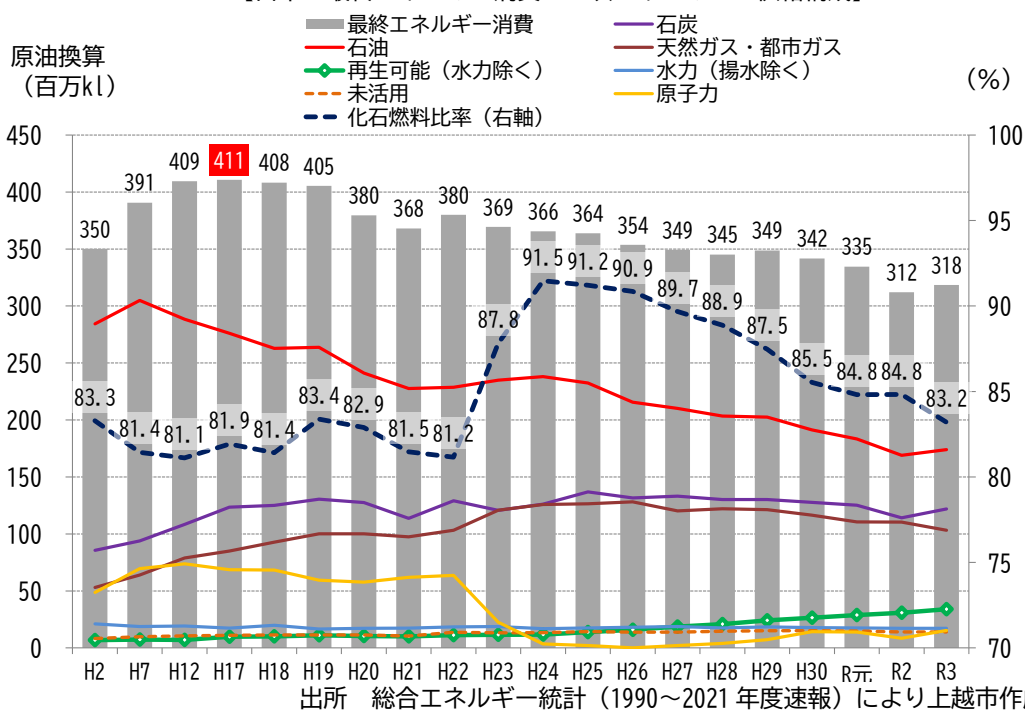
- ・経済活動の停滞等により電力需要全体は減少傾向
- ・家庭部門の電力需要は在宅時間の増加により暖房・給湯・照明等の使用が傾向
- ・一般廃棄物は、家庭分が増加傾向、事業所分は減少傾向
- ・新幹線による広域の移動や鉄道貨物輸送は減少傾向
- ・航空旅客数は、国際線、国内線ともに減少傾向
- ・高速道路の交通量は、外出自粛についての協力要請以降減少傾向
- ・宅配便は増加傾向
- ・データ通信量は、急激なデジタル化の進展とともに増加しつつある中で、在宅時間が増加により急増傾向
- ・東京都への集中は緩和傾向、地方への移住の関心は上昇

(ウ) エネルギー需給の不安定化

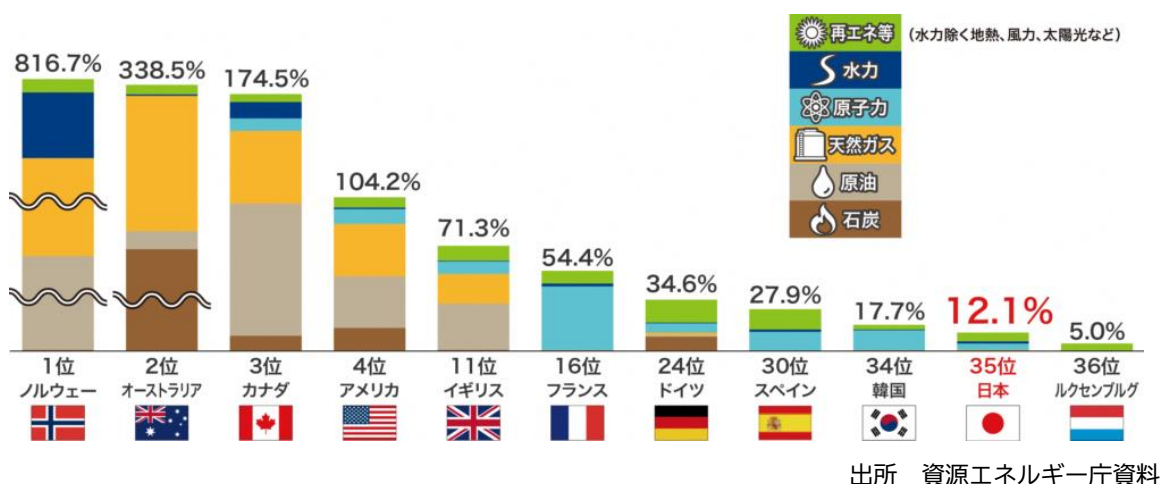
○日本のエネルギー問題の基本構造と課題

- ・日本の最終エネルギー消費は、平成 17 (2005) 年度をピークに減少傾向にあります。一次エネルギーの供給構成は、石油・石炭・天然ガス(LNG)などの化石燃料に大きく依存しており、とりわけ、東日本大震災以降はその傾向が著しく高まりました。
- ・近年は、最終エネルギー消費の低下や再生可能エネルギーの拡大等を背景に化石燃料比率は低下傾向にあります。令和 3 (2021) 年度には 83.2%となっています。
- ・その一方で、原油については約 9 割が中東地域、LNG や石炭についてはその多くがアジアなど海外からの輸入に頼っており、令和元 (2019) 年の日本のエネルギー自給率は 12.1%と、他の OECD 諸国と比べても低い水準にあり、わが国のエネルギーの安全保障は、国際情勢に大きく左右される状況にあります。
- ・令和 4 (2022) 年 2 月以降のウクライナ・ロシア情勢による原油や天然ガス等の供給不安を背景として、世界規模でのエネルギーの安定供給に対する不確実性が高まっており、エネルギーの国際価格の上昇は、経済活動全般のコスト高につながるなど、国民の日常生活から産業活動まで大きな影響を及ぼしています。

【日本の最終エネルギー消費と一次エネルギーの供給構成】



【各国のエネルギー自給率】

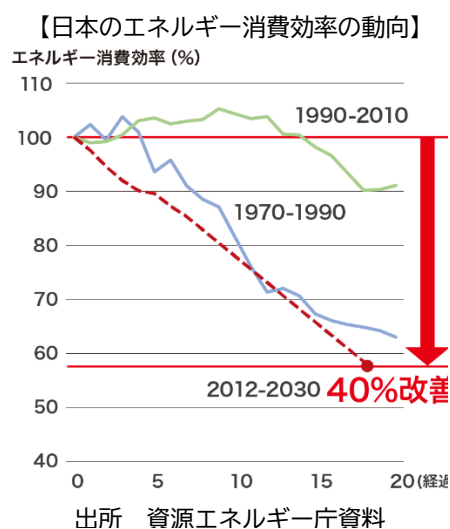


○電気料金の動向

- ・東日本大震災以降、わが国の電気料金は上昇しており、2014～2016年度は原油価格の下落などにより一旦低下していましたが、近年には、不安定な国際情勢や燃料価格の高騰を背景として、大幅な上昇傾向にあり、令和4年（2022）度には、家庭向けの規制電気料金の値上げの動きも見られます。
- ・燃料高騰を発端とする電力市場価格の高騰は、電力小売自由化により誕生した新電力にも影響を与えており、事業の譲渡や事業停止等に至る事業者も見られます。

○省エネの取組動向

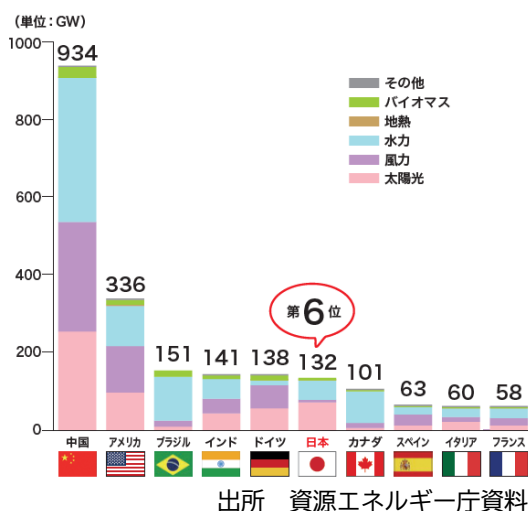
- ・日本では、産業界を始めとしてエネルギー消費効率を高める取組を実施してきており、1970年度から1990年度の20年間では経済成長を遂げる中で約4割の削減を実現してきています。効率化の動向は、1990年度から2010年度の20年間では約1割程度となっていますが、国の「第6次エネルギー基本計画」における2030年度のエネルギー需給の見通しでは、2012年度～2030年度までの約20年間のエネルギー消費効率の改善について、1970台と同等以上となる40%程度に相当する目標を掲げています。
- ・近年では、地震等による発電所の停止や極端な気象による電力需要の増大、天候に影響を受ける太陽光発電の拡大等、エネルギーの安定供給を巡る課題は複雑化・深刻化しており、国も電力の需給見通しを踏まえて省エネ対策強化の呼びかけや、令和4年冬には、電力会社による節電プログラムに対する「節電達成特典」の付与を行っています。



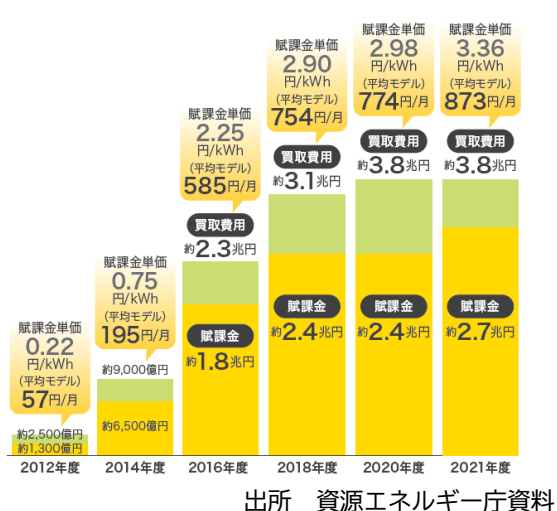
○再エネの導入状況

- ・日本の再エネ電力比率は2019年度で、18%です。再エネ発電設備容量は世界第6位で、太陽光発電は世界第3位です。
- ・2012年の固定価格買取制度の導入以降、再エネの設備容量は急速に伸びている一方で、電力の利用者が負担する再エネ賦課金を原資とする買取費用は3.8兆円に達しており、再エネの最大限の導入と国民負担の抑制の両立が課題となっています。

【各国の再エネ発電導入容量（2020年実績）】



【固定価格買取制度の賦課金の状況】



(2) 国・新潟県の取組動向

第3次環境基本計画策定後にみられた国及び新潟県の環境関連の主な法令・計画等の動向は以下のとおりです。

分野	国（世界）	新潟県	方向性
環境全般	<p>【H27.9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための2030アジェンダでSDGs提示 <p>【H30.4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画の閣議決定 	<p>【H29.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県環境基本計画（2017-2028）の策定 <p>【R3.3月及びR4.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同計画の改定 	SDGsが示す国際的な目標達成に向けた環境問題に対する取組の強化を明確化
生活環境	<p>【H30.6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋漂着物処理推進法の改正 <p>【H30.6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次循環型社会形成推進基本計画の策定 <p>【R元.5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環戦略の策定 <p>【R1.10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減の推進に関する法律の施行 <p>【R4.4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環法の施行 	<p>【H28.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次新潟県資源循環型社会推進計画の策定 <p>【R3.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次新潟県資源循環型社会推進計画の策定 	海洋プラスチックごみ、食品ロスの削減、プラスチックの資源循環に対する取組の強化を明確化
自然環境	<p>【H27.5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護法改正施行 <p>【R3~】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期生物多様性国家戦略の策定 	<p>【H29.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県生物多様性地域計画（2017-2028）の策定 <p>【R3.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同計画の改定 	生物多様性の保全の推進や、野生鳥獣被害の増加への対応の強化を明確化
地球環境	<p>【H27.12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定の採択 <p>【H30.6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法の制定 <p>【R2.10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラル宣言 <p>【R3.5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律の改正 <p>【R3.10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画の閣議決定 	<p>【H29.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）の策定 <p>【R2.9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」及び「温室効果ガス排出量の削減対策（緩和策）と気候変動適応策を両輪とした取組の表明 <p>【R3.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県気候変動適応計画の策定 <p>【R4.3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略の策定と2030年温室効果ガス削減目標の見直し 	2050年カーボンニュートラル実現等、温室効果ガス排出量の削減目標や、地球温暖化対策の強化を明確化

第3章 今後の課題

(1) 分野別の課題

当市の現状やこれまでの取組、経済社会情勢の変化、国・県の動向を踏まえた当市の今後の環境施策の課題は、以下のとおりです。

(ア) 生活環境分野

(公害・排水処理関連)

⇒ **POINT**：生活に身近なトラブルへの対応の強化が必要

【個別課題】

- 騒音苦情について、近隣住民等の生活音を原因とする事案が増加していること、また、北陸新幹線の鉄道騒音が環境基準値を超過している地点があることから、苦情の解消に向け、調整や指導を行う必要があります。
- 悪臭苦情は、臭気の根本的な抑止が困難なため問題解決に時間を要するケースがありますが、現地における現況確認や原因の特定原因者と申立者の意見交換の場の設定などの調整により、迅速に問題解決を図る必要があります。
- 人口減少や集合処理の進捗により、今後、し尿及び汚泥の収集量が減少することが見込まれるため、収集体制の見直しや作業の効率化を図り、安定的な収集体制を確保する必要があります。
- 急速に進む人口減少などを背景に、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり効率的で持続可能な事業経営に取り組んでいく必要があります。
- 渇水や降雪に伴う地下水の汲み上げ状況によって地盤沈下の進行が懸念されることから、これまでどおり地盤沈下の状況を監視するとともに、一層の節水意識の啓発に取り組む必要があります。

(廃棄物処理・環境美化関連)

⇒ **POINT**：ごみの減量化や適正処理の啓発の強化や、最終処分場の早期整備と適切な処理体制の維持・確保への対応が必要

【個別課題】

- 不法投棄の回収量や野焼き等の指導件数が減少していないため、メディア、市ホームページや広報紙、回覧などによる啓発の強化が必要です。
- 事業系一般廃棄物の排出量が減少していないことから、事業所への一層の啓発が必要です。
- 高齢者等のごみ分別等の支援が必要な世帯が増加しているため、確実に支援する必要があります。
- 一部のごみ集積所や資源物常時回収ステーションにおいて、依然として分別誤りやマナー違反が散見されるため、改善に向けた周知啓発の強化を図る必要があります。
- 平成30年度から、金属を含まないプラスチック製品やゴム製品を「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」に分別収集の区分を変更しましたが、未だ適正な分別がされていないケースがあるため、さらなる周知の徹底を図る必要があります。
- ごみ収集事業者の担い手不足により、小規模の事業所においては事業の継続が困難な状況も生じているため、収集体制の見直しを含め、今後の方策を検討する必要があります。
- 限られた資源を有効利用するため、事業者が排出する廃棄物の再資源化に向けた啓発を含め、引き続き、廃棄物の分別収集及び再資源化を推進する必要があります。
- エコパークいずもぎきの供用期間が令和13年までと見込まれる中、有事に備え、災害復旧の第一歩となる災害廃棄物処理に重要な役割を担う公共関与の最終処分場を早期に整備する必要があります。
- 適切な廃棄物処理体制を維持するため、引き続き、計画的に施設の整備や維持管理等に取り組む必要があります。
- 食品ロスの削減やプラスチックの資源循環など、国の第4次循環型社会形成推進基本計画に呼応した取組は、市の施設やごみの分別区分などを踏まえて検討する必要があります。
- 生活環境や自然環境の美化を推進するため、引き続き市民や事業者等が主体的に取り組む環境美化活動を支援する必要があります。

(イ) 自然環境分野

⇒ **POINT**: 特定外来生物や絶滅危惧種対策などの環境保全活動や、有害鳥獣による被害の防止に向けた対応の強化が必要

【個別課題】

- アライグマなどの特定外来生物の生息・育成域の拡大により、絶滅が危惧される希少種の生息域の減少が懸念されるため、環境保全活動の強化などに取り組む必要があります。
- クマ等の大型獣の人里への出没を抑制するため、出没する要因となる、未収穫の野菜や果実など放任果樹の適正な処理について市民への理解を広げるほか、出没しにくい環境づくりに向け、緩衝帯の整備を進める必要があります。
- イノシシによる農作物被害が増加傾向にあることから、従来の電気柵や捕獲等による対応のほか、集落環境診断などの住民参加型の取組を全市的に展開するとともに、猟友会の負担軽減と効率的な捕獲活動を推進するため、ICTやドローンを活用したスマート捕獲の導入が必要です。
- 有害鳥獣の捕獲数が増加傾向にあることから、担い手(猟友会会員)不足の解消に向け、会員増加のための方策が必要です。
- ソメイヨシノの寿命は一般的に60～80年と言われており、高田城址公園では同時期に植えられた桜が多く存在しているため今後も計画的な生育管理が必要です。
- 環境保全型農業については、高齢化や集約化により取組人数及び面積が減少傾向にあります。 「みどりの食料システム戦略」に基づく、「みどりの食料システム法新潟県基本計画」により、有機農業をはじめとした環境に優しい農業を拡大していく必要があることから、環境保全型農業の取組に対する支援や普及・啓発を通じて取組面積の拡大を図る必要があります。

(ウ) 地球環境分野

⇒ **POINT**: 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対応の強化と、再生可能エネルギー設備導入によるトラブル回避が必要

【個別課題】

- 国は2050年までにカーボンニュートラルを達成する目標を掲げ、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減となる目標を表明しているため、温室効果ガスの削減に向けた取組のさらなる推進が必要です。
- 再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)について、景観や防災上の問題による住民トラブルの未然防止や適地確保等に向けた対応を整理する必要があります。
- 再生可能エネルギーの導入については、これまでの取組から、太陽光発電における冬季の降雪による設備利用率の低下や、小水力発電における農業用水路等での安定した水量の確保など、一部事業において課題がありますが、課題解決に向けた調査・研究を行い、導入の可能性や効果的な導入方法を検討していく必要があります。
- バス路線については、地域の実情や利用実態に応じて、少量輸送など環境負荷の低い効率的な運行形態に転換し、住民の移動手段の確保に取り組む必要があります。
- 脱炭素社会を実現するためには環境分野のみならず、交通や産業、農林水産業などあらゆる分野・主体の取組が必要になってくることから、市民・事業者・行政が連携しながら脱炭素を目指す体制を構築する必要があります。

(エ) 環境学習分野

⇒ **POINT**: 次世代の環境団体等の担い手育成への対応強化が必要

【個別課題】

- 環境団体等の担い手の高齢化や後継者不足が問題となっているため、活動を行い、次世代を担う人材を育成する必要があります。
- 環境保全の取組は一人ひとりの活動が重要となることから、特に幼児期・学童期において、環境に対する意識を高めるための継続的な教育が必要です。
- 地球温暖化や海洋プラスチック、SDGsなどのグローバルな対応が必要な新たな環境問題に対応するため、引き続き、環境団体と連携した学習会や、SNS等を活用し幅広い年齢層への周知など、啓発・情報発信を強化する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、環境学習会やイベントの開催について、今後のあり方を検討していく必要があります。

(2) 市民の環境に係る意識から見た課題

市民を対象に実施した環境に関するアンケート※を踏まえた本市の環境に関する課題は、以下のとおりです。

区分	アンケートから読み取れる意識等	課題
<p>本市の環境に関する満足度</p>	<p>○全体的には多くの市民が本市の環境に満足を感じている傾向があります。 【参考】 第7次総合計画の策定にあたり実施した「市民の声アンケート」でも、生活実感が高い項目として、「みどりの豊かさ」などの環境に関する項目が挙げられています。</p> <p>○生活に身近なごみ問題や資源のリサイクルに対する関心が高く、地球温暖化問題への関心が高まりも見られます。</p> <p>○海や海岸、水辺とふれあえる場所についての満足度が比較的低くなっています。</p> <p>○本市の地域特性を反映した傾向としては、除雪や雪の有効利用について関心が高くなっています。また、海や海岸に関する関心が高く、マイクロプラスチックによる河川、海洋汚染についても約8割の市民が関心を持っています。</p>	<p>みどりの豊かさなど、良好な環境を本市の魅力として引き続き保全していくことが、今後のまちづくりでも重要であることが読み取れます。</p> <p>関心の高まりを行動の実践につなげていくための対策が必要です。</p> <p>市民の参画・協働での対応が行いやすい事項として、今後、一層の対策の進展が期待されます。</p>
<p>環境改善活動の実践に係る意識</p>	<p>○ごみ問題についての意識が高く、特にごみの出し方に関しては9割以上の市民がルールを守っていると答えており、市民意識が広く浸透してきていることが伺えます。</p> <p>○買い物の際マイバックの持参や、過剰包装を断るなどレジ袋の有料化による行動変容がみられます。</p> <p>○今後環境に関するイベントや活動に参加したいと考えている一方で、具体的な行動に移せていない市民が約4~5割を占めています。</p>	<p>市民の参画・協働での対応が行いやすい事項として、今後、一層の対策の進展が期待されます。</p> <p>環境団体の取組の周知や、市民参加型の魅力的な環境イベントの企画など、潜在的に環境改善活動を行いたいと考えている市民の後押しをするような方策を検討する必要があります。</p>

※上越市の環境に関する市民アンケート（調査結果の詳細は資料編●ページ）

- ・調査対象：16歳以上の市民 1,200人
- ・調査項目：上越市の環境への満足度、環境に対する意識、環境行動の実態等
- ・調査期間：令和4年1月21日（金）から令和4年2月9日（水）まで

第4章 望ましい環境像と政策の方針等

第1節 将来都市像

(1) 将来都市像

第7次総合計画では、市政運営の全体目標となる将来都市像を「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」としています。

将来都市像

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

「暮らしやすいまち」に向けて・・・

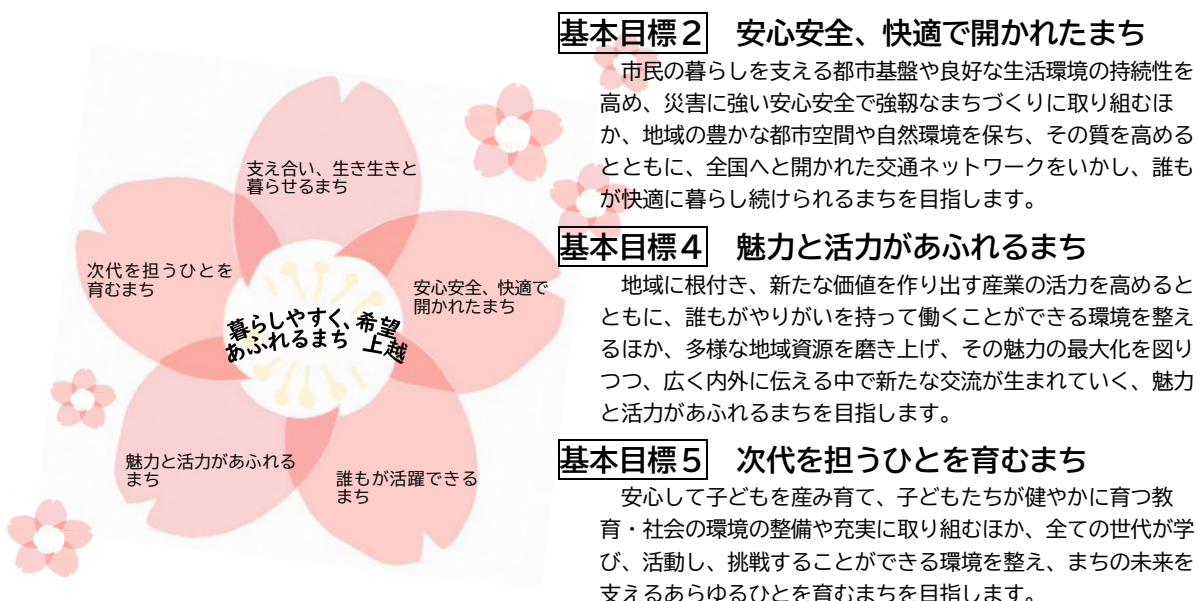
各種インフラ、産業、教育、医療、福祉、環境、文化の全てにおいて、社会環境の変化に、柔軟かつしなやかに対応し、誰一人取り残されることなく、自分らしい暮らしができるよう、生活の質の向上を図り、安心感や満足度をより高めていきます。

「希望あふれるまち」に向けて・・・

地域の魅力や資源、産業や人材など、まちの力を市民や地域が一丸となって高め、いかしていく中で、地域に対する愛着や誇りが生まれ、市民一人一人が夢や希望を持って暮らし、そして、次代を担う子どもや若者が帰ってきたくなるようなまちづくりを進めていきます。

(2) 将来都市像実現に向けた五つの基本目標

第7次総合計画では、将来都市像の実現に向けて、五つのまちの姿を基本目標として定め、各目標達成に向けた政策の方針を示しています。本計画では、環境政策と特に関わりが深い基本目標2、3、5の実現を目指します。



(3) 土地利用構想との整合

第7次総合計画における土地利用構想では、将来都市像の実現に向けて、土地利用の基本的な考え方を「面・点・線」のまちの構造の3要素から明らかにしています。

この構想では広大な市域を地勢的特徴に応じて区分した各エリア（「面」）の特性・機能をいかしつつ、各地に暮らしを支える拠点（「点」）を形成し、それぞれを交通ネットワーク（「線」）で結ぶことにより、各地域が支え合い、魅力や恵みを市全体で享受する姿を目指しています。

本計画では、この土地利用構想と整合を図りつつ、環境施策の観点から、将来のまちの発展を見据えた持続可能な土地利用と適切な機能整備を一層推進していきます。

面：めりはりのある土地利用

- …市域を地勢的特徴に応じて区分した市街地、田園地域、中山間地域の三つの「エリア」
- ・多様な都市機能や優良な農地、豊かな自然を有するエリアそれぞれの特性をいかし、育むめりはりのある土地利用を推進します。

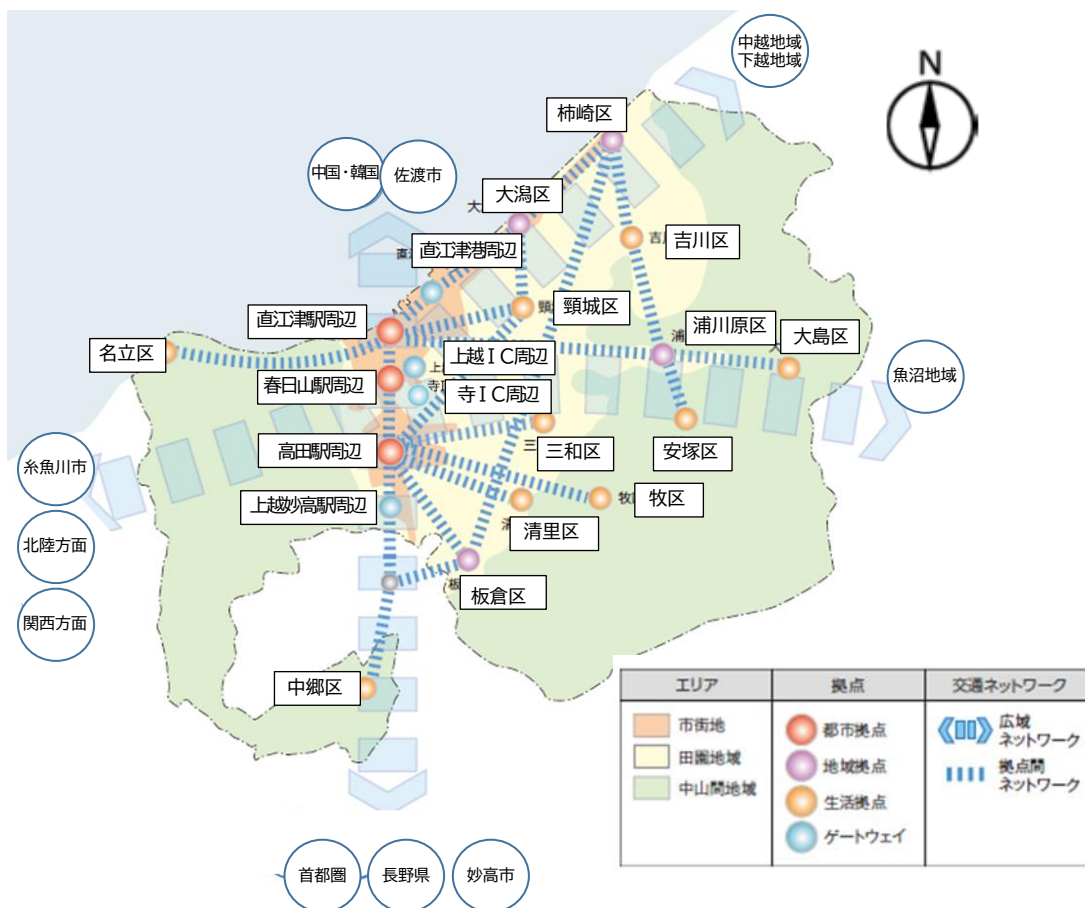
点：暮らしを支える拠点の構築

- …施設や店舗などの都市機能が集まる中心市街地や各総合事務所の周辺などの場所を「拠点」として位置付け
- ・各地区の拠点の機能に応じ、暮らしを支える機能を維持・集積します。

線：人や物の移動を支える交通ネットワークの構築

- …道路や鉄道、バスなどの「交通ネットワーク」
- ・拠点と市外、拠点と拠点、拠点と地区内の集落のそれぞれの間を、便利で安全に移動できる交通ネットワークを構築します。

面（エリア）・点（拠点）・線（交通ネットワーク）によるまちの構造のイメージ



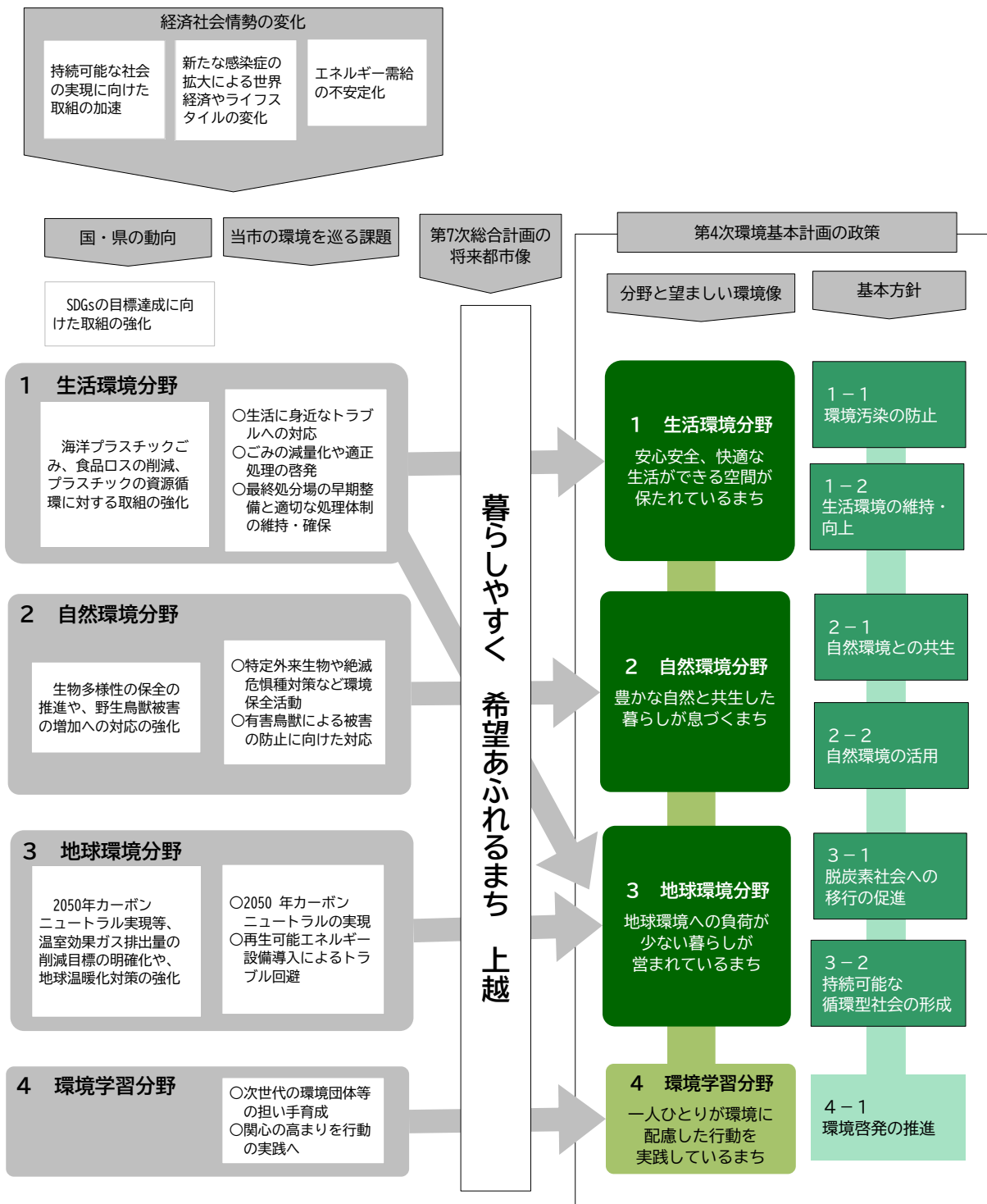
第2節 望ましい環境像と政策の基本方針

本計画では、第7次総合計画で目指すまちづくりの推進に当たり、経済社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、環境分野での基本的な政策・施策を「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境学習」の四つの分野から明らかにします。

このうち「環境学習」は、他の三つの分野に共通する要素であり、今後一層取組の強化が必要と考えることから、横断的な分野として位置付けます。

各分野の政策・施策の推進に当たっては、分野毎に「望ましい環境像」と政策の基本方針を設定します。

経済社会情勢の変化等と「望ましい環境像」及び「基本方針」の関係性



各分野における「望ましい環境像」と政策の「基本方針」

1 生活環境分野

環境像：安心安全、快適な生活ができる空間が保たれているまち

基本方針1 環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁などの公害は、市民の健康や住環境など、安心安全な日常生活の大きな影響を及ぼす可能性があります。

環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保していくため、各種法令等に基づいた規制を適切に運用し、測定、監視などの取組を効果的に実施するとともに、異常事案の発生時には関係機関と連携して迅速に対応します。

基本方針2 生活環境の維持・向上

廃棄物の不適正処理や不法投棄は、当市の大切な地域資源である自然環境や景観の悪化を招くばかりでなく、環境汚染による生活環境への影響が懸念されます。

快適かつ魅力的な生活環境を維持し、更には向上させていくため、廃棄物の適正処理や良好な景観形成に向けた取組を推進します。

2 自然環境分野

環境像：豊かな自然と共生した暮らしが息づくまち

基本方針1 自然環境との共生

当市の市域には、海、山、大地の要素が揃っており、それぞれの地域の中で、更には、それらの要素が互いに関連を持ちながら生態系が形成されています。

豊かな恵みをもたらす自然環境を保全し、共生していくため、それらの価値を共有し、守り続けていく取組を推進します。

基本方針2 自然環境の活用

当市の歴史・風土は、四季折々の気候や多様な自然環境との関わりの中で培われてきたものであり、また、豊かな自然が日常生活に身近な存在であることは、当市の暮らしの大きな魅力となっています。

豊かな自然がもたらす多様な恵みを活用していくため、市の内外における当市の自然環境の魅力を発信するとともに、自然環境と調和したまちづくりを推進します。

3 地球環境分野

環境像：地球環境への負荷が少ない暮らしが営まれているまち

基本方針1 脱炭素社会への移行の促進

近年では、地球温暖化が起因とされる記録的な高温や大雨、森林火災、干ばつなどの異常気象が頻発しており、当市でも暮らしの中でそれらの影響が身近なものとなっています。

地球温暖化対策が世界各国で加速化している中、当市における脱炭素社会への移行を促進していくため、市民生活や事業活動における化石燃料を由来とするエネルギーからの転換などに向けた取組を推進します。

基本方針2 持続可能な循環型社会の形成

地球環境への負荷を軽減し、限りある資源を有効に活用していくため、これまで資源の効率的な利用やリサイクルなどが進められてきています。

近年では、地球温暖化対策の進展、プラスチックの資源循環の促進、食品ロス問題などを背景として、一層の強化や新たな展開が必要となっており、それらの課題に対応し、循環型社会の形成につなげていくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえた取組を推進します。

4 環境学習分野

環境像：一人ひとりが環境に配慮した行動を実践しているまち

基本方針 環境啓発の推進

環境問題への対応は、市民一人ひとりの日常生活、事業者の経済活動などの様々な場面で、改善に向けた活動を自主的に取り組んでいくことが必要です。

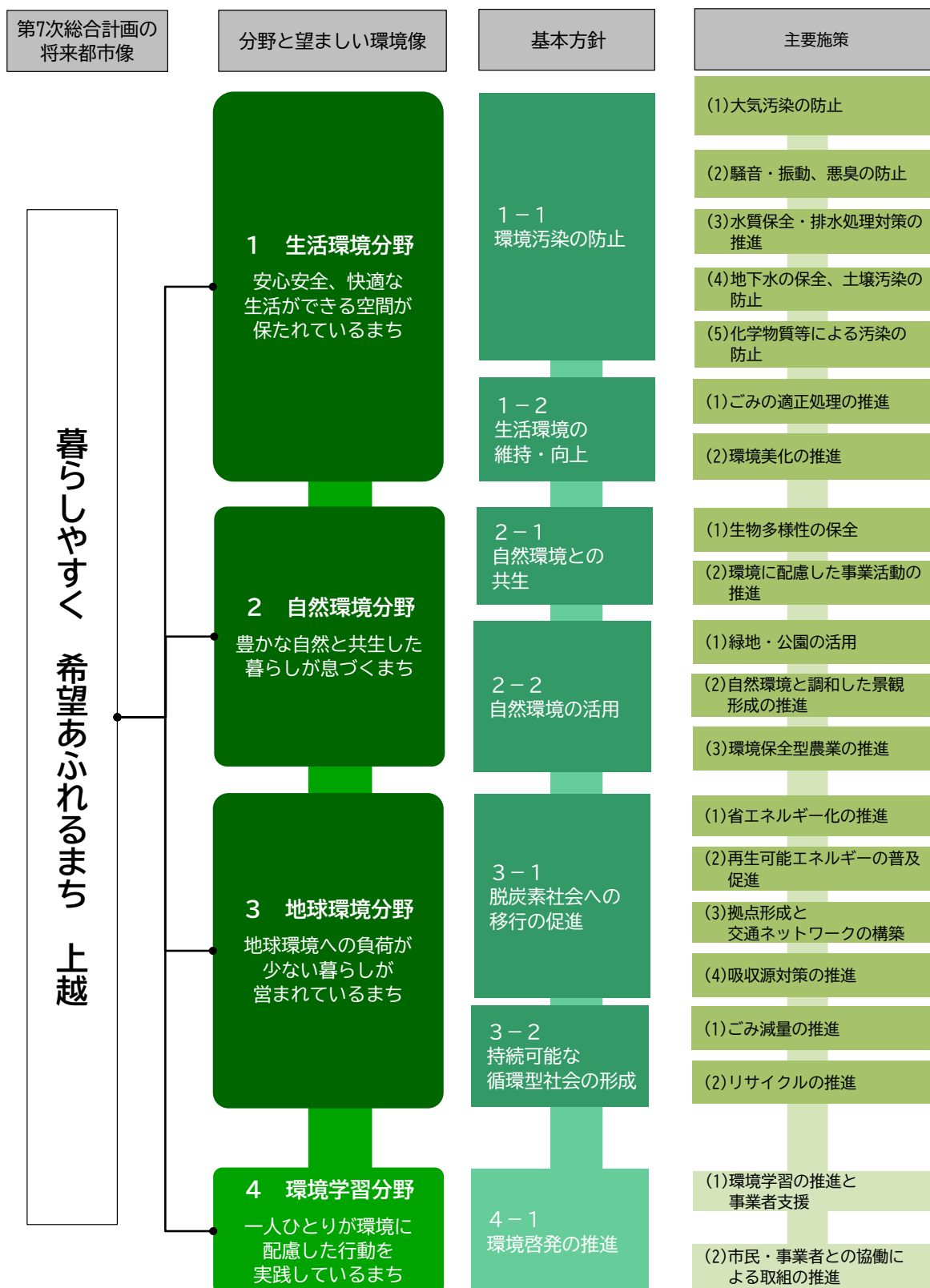
本計画で掲げる望ましい環境像を実現に向けて、より多くの市民や事業者が環境問題に関する様々な情報に触れ、実践に移していけるような環境学習や啓発の取組を推進します。

第3節 環境施策の体系

(1) 施策の体系

本計画は、望ましい環境像の実現に向けて以下の体系図のとおり、四つの分野において、20の主要施策を展開します。

環境施策の体系の全体像



（（2）SDGsの推進

本計画の推進に当たっては、環境・経済・社会のバランスの取れた持続可能なまちづくりに向け、SDGsの理念や視点を積極的に取り入れ、各施策と関連するゴールを関連付け、目指す環境像とSDGsの達成に向けて一体的に取り組を進めていきます。

本計画とSDGsとの関係性

分野	基本方針	主要施策	SDGsの目標													
			2	3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17	
1 生活環境	1 環境汚染の防止	1 大気汚染の防止														
		2 騒音・振動、悪臭の防止														
		3 水質保全・排水処理対策の推進		◇		◇		◇		◇					◇	
		4 地下水の保全、土壌汚染の防止														
		5 化学物質等による汚染の防止														
	2 生活環境の維持・向上	1 ごみの適正処理の推進							◇	◇	◇	◇			◇	
2 環境美化の推進																
2 自然環境	1 自然環境との共生	1 生物多様性の保全		◇							◇		◇	◇		
		2 環境に配慮した事業活動の推進														
	2 自然環境の活用	1 緑地・公園の活用														
		2 自然環境と調和した景観形成の推進	◇	◇		◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		3 環境保全型農業の推進														
3 地球環境	1 脱炭素社会への移行の促進	1 省エネルギー化の推進														
		2 再生可能エネルギーの普及促進														
		3 拠点形成と交通ネットワークの構築						◇		◇	◇		◇	◇		
		4 吸収源対策の推進														
	2 持続可能な循環型社会の形成	1 ごみの減量の推進							◇		◇		◇	◇		
		2 リサイクルの推進														
4 環境学習	1 環境啓発の推進	1 環境学習の推進と事業者支援									◇	◇	◇			
		2 市民・事業者との協働による取組の推進			◇						◇	◇	◇			

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

本計画と関連があるゴール



目標1 【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を表現し、持続可能な農業を促進する



目標3 【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う



目標6 【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9 【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 【不平等】
国内及び各国間での不平等を是正する



目標11 【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組（外務省国際協力局）

第5章 環境施策の展開

第1節 生活環境分野

1-1 環境汚染の防止



【基本方針】

大気の汚染や水質の汚濁などの公害は、市民の健康や住環境など、安心安全な日常生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。

環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保していくため、各種法令等に基づいた規制を適切に運用し、測定、監視などの取組を効果的に実施するとともに、異常事案の発生時には関係機関と連携して迅速に対応します。

【施策の内容】

(1) 大気汚染の防止

- 大気中の窒素酸化物や光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)などの汚染物質の測定、現況把握により大気環境の監視を行います。
- 汚染防止や被害防止に向けた取組方法を周知するほか、人の健康または生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合には、注意喚起し適切な行動を促します。
- 工場または事業場から排出されるばい煙は、法令で定められた基準の管理により、大気中への排出抑制を図ります。

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

- 騒音や振動の防止は、法令により地域を指定し、工場、事業場、建設作業や自動車、鉄道などの発生源からの抑制や、環境騒音の発生を抑制します。
- 畜産業や製造業、飲食業などの臭気対策は、法令により地域を指定し、事業所等の発生源を規制することにより生活環境の保全を図ります。

(3) 水質保全・排水処理対策の推進

- 生活排水による水質汚染を防止するため、公共下水道や農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 河川、湖沼、海域、地下水、事業所の排水口の水質調査により、水質汚濁の監視と状況把握を行います。
- 化学物質が流れ込む水質汚濁事故の際は、被害拡大防止のため関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

(4) 地下水の保全、土壌汚染の防止

- 積雪期前には、地下水揚水により地盤沈下が起こることを周知し、地盤沈下防止の取組に協力を呼びかけるほか、地下水位を監視し、著しい地下水位低下がある場合は地盤沈下に関する注意喚起を行います。
- 国、県と連携し、地盤沈下の状況を把握し、揚水設備設置者等に対し地下水保全に関する啓発を行います。
- 法令に基づく有害物質の地下浸透規制や、廃棄物の埋立規制により地下水及び土壌の汚染を防止します。

(5) 化学物質等による汚染の防止

- 有害化学物質や放射線、その他の新たな環境汚染に対しては、モニタリングや適切な被害の防止を行うとともに、関係機関と連絡調整を行い対応します。

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
公害苦情の改善率	95% (R1-R3 平均)	95%	95%
事業所の騒音・振動規制基準達成率	99% (R1-R3 平均)	99%	99%
事業所の排水基準達成率	97% (R1-R3 平均)	97%	97%
汚水衛生処理率	88.0% (R3)	92.3%	93.7%

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】

(1) 市民に期待される取組

- 自動車の運転時は、急な加速・減速の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブを行う。
- ハイブリッド車、電気自動車など、環境負荷の低い電動車等の購入を検討する。
- PM2.5 や光化学オキシダントの注意報等の発表時の行動をあらかじめ把握し、発表時は屋外での活動をできるだけ控える。
- ダイオキシンの発生や健康被害などの原因となる野焼きなどの不適切な焼却を行わない。
- 日常生活において、近隣騒音や悪臭の発生防止など周囲や地域住民に配慮する。
- 灯油の流出など油漏れを防止する。
- 風呂水の再利用や雨水の散水利用など水道水の節水に努める。
- 雪が止んだ時の消雪パイプの停止など、地下水を節水する。
- 公共下水道や農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置を行う。
- 水質、大気、土壌などの公害防止の調査に協力する。
- 放射線についての正しい知識の理解に努める。

(2) 事業者期待される取組

- 通勤時のノーカーデーの設定や、事業用自動車の購入時の電動車等の購入を検討する。
- 事業活動において、急な加速・減速の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブを行う。
- 工場の製造過程の排気ガスや、冷温水発生機等から発生するばい煙の排出基準を遵守する。
- 事業活動に伴う騒音や振動の発生防止や、排水水による水質汚濁防止を徹底する。
- 消雪パイプの適正運転をして節水をする。
- 土地利用する場合には、土壌汚染や地下水汚染の防止対策を徹底する。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

第1節 生活環境分野

1-2 生活環境の維持・向上



【基本方針】

廃棄物の不適正処理や不法投棄は、当市の大切な地域資源である自然環境や景観の悪化を招くばかりでなく、環境汚染による生活環境への影響が懸念されます。

快適かつ魅力的な生活環境を維持し、更には向上させていくため、廃棄物の適正処理や環境美化の取組を推進します。

【施策の内容】

(1) ごみの適正処理の推進

- ごみの分別区分の丁寧な周知を図るほか、ごみ集積所の適正な配置と収集運搬、中間処理を維持し、安定的・効率的なごみ処理を進めます。
- 不法投棄や野焼きなどの不適正なごみの処分を防止するため、出前講座や広報紙による啓発活動に取り組むとともに、資源物常時回収ステーションの巡回やクリーン活動のごみの回収などにより、ごみを適正に排出する環境づくりを行います。
- 廃棄物処理施設の適切配置を維持するほか、最終処分場の確保に向けた取組を推進します。
- ごみの排出が困難な高齢者等を支援するため、町内会や関係部署と協力し、ごみヘルパーを確保します。

(2) 環境美化の推進

- 地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等様々な取組を推進するとともに、市民や事業者等の主体的な取組を支援します。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
不法投棄されたごみの量	22t (R3)	19t	18t
全市クリーン活動参加者数	55,445 人 (R3)	58,000 人	62,000 人

【市民・事業者の皆さんに期待される取組】

(1) 市民に期待される取組

- ごみの分別ルールを守り、ポイ捨てなど不法投棄は絶対に行わない。
- 火災の発生や煙害などの原因となる野焼きは行わず、ごみを適正に処分する。
- 資源物常時回収ステーションを利用する際は、ルールをきちんと守り、回収品目以外のごみを出さない。
- 不法投棄防止活動に協力し、全市クリーン活動に参加する。
- 所有する土地やその周辺のごみ拾いや草とりなど、環境美化に努める。

(2) 事業者期待される取組

- 不法投棄防止活動やクリーン活動など、地域の環境美化活動に協力する。
- 所有する土地やその周辺のごみ拾いや草とりなど、環境美化に努める。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

第2節 自然環境分野

2-1 自然環境との共生



【基本方針】

当市の市域には、海、山、大地の要素が揃っており、それぞれの地域の中で、更には、それらの要素が互いに関連を持ちながら生態系が形成されています。

豊かな恵みをもたらす自然環境を保全し、共生していくため、それらの価値を共有し、守り続けていく取組を推進します。

【施策の内容】

(1) 生物多様性の保全

- 地域における多様な生態系を健全な状態で維持していくため、自然環境保全地域の指定や、環境保全団体や町内会等と連携した保全活動、レッドデータブック等を活用した普及啓発などの取組を推進します。
- 近年、アライグマ等の特定外来生物の生息域の拡大により、元々の地域にある絶滅が危惧される希少種の生息域の減少が懸念されるため、外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「拡げない」）を踏まえた適切な対応の普及啓発を推進します。
- 人と野生動物の共存を図るため、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生動物が人里に出没しないよう、草刈りや伐木等を行った緩衝帯を整備するなど、出没しにくい環境づくり対策を講じるとともに、市民一人ひとりの野生動物に対する理解を深める機会の提供に取り組みます。

(2) 環境に配慮した事業活動の推進

- 自然環境の保全や公害の防止を図るため、環境影響評価法や新潟県環境影響評価条例等に該当する事案が生じた際には、市の環境影響評価会議を開催し、専門的な知見を踏まえ、開発事業者等に対して適正な事業の実施を促します。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
自然環境保全地域の指定数	7 か所 (R3)	9 か所	11 か所
大型野生動物による人身被害の発生件数	0 件/年 (R3)	0 件/年	0 件/年

【市民・事業者に期待される取組】

(1) 市民の皆さんに期待される取組

- 野生動植物は、違法な採取・捕獲や売買をせず大切に保護し、生物多様性の保全に協力する。
- 外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守り、防除活動に協力する。
- 身近な自然に関心を持ち、自然環境調査に協力する。
- 日頃から野生鳥獣被害に対し、被害を防ぐための注意事項や鳥獣の習性等を理解し、収穫残さの撤去、柵の設置、個体数調整などへの協力を努める。
- 里山や山林の役割を理解し、適切に保全されるよう協力する。
- 森林保全を行うイベントに参加するとともに、地域産材の利用に努める。
- 住宅建築など開発に当たっては、環境法令を遵守し、身近なみどりなど自然の形成や生活環境の保全に努める。

(2) 事業者の皆さんに期待される取組

- 野生動植物の違法な採取・捕獲や売買をしない。
- 外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守り、防除活動に協力する。
- 里山や山林の役割を理解し、適切に保全されるよう協力する。
- 森林保全を行うイベントに参加・支援するとともに、地域産材の利用に努める。
- 開発事業に当たっては、環境法令を遵守し、自然環境や生活環境の保全に努める。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

第2節 自然環境分野

2-2 自然環境の活用



【基本方針】

当市の歴史・風土は、四季折々の気候や多様な自然環境との関わりの中で培われてきたものであり、また、豊かな自然が日常生活に身近な存在であることは、当市の暮らしの大きな魅力となっています。

豊かな自然がもたらす多様な恵みを活用していくため、市の内外における当市の自然環境の魅力を発信するとともに、自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成し、自然環境と調和したまちづくりを推進します。

【施策の内容】

(1) 緑地・公園の活用

- 市民や来訪者が当市の豊かな自然とふれあい、体験ができる施設の維持保全及び効果的な活用に努めます。
- 都市空間の緑化を推進するとともに、市民の憩いや交流の場となる都市公園等の整備や適切な維持管理に取り組むとともに、パークパートナーシップ協定に基づく公園管理や、桜のボランティア活動など、市民との協働による取組を推進します。

(2) 自然環境と調和した景観形成の推進

- 快適で美しく、魅力あふれるまちの実現に向け、建築物や工作物等の良好な景観への誘導や事業者等への啓発活動に取り組みます。

(3) 環境保全型農業の推進

- 農業の持つ多面的機能を生かし、生産性との調和に配慮しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市民が自然が豊かと感じている割合（市民の声アンケート）	92.9%	-	97.0%
有機農業に取り組んでいる面積	57ha（R3）	90ha	120ha

【市民・事業者に期待される取組】

(1) 市民の皆さんに期待される取組

- 市民の森など、身近な自然の中で遊べる環境づくりに協力する。
- 身近な公園や緑地を管理する活動に参加する。
- みどりに関するイベントに参加し、みどりの保全について理解を深める。
- 景観への意識を高め、個々の暮らしの場における周辺環境に配慮する。
- 環境にやさしい栽培方法で生産された農産物の購入に努める。

(2) 事業者の皆さんに期待される取組

- 身近な公園や緑地を管理する活動に参加、支援する。
- 開発や建設などの事業活動に当たって、景観づくりに配慮する。
- 生産者は、環境への負荷に配慮し、化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業に取り組む。
- 卸売業・小売業者や、飲食店・飲食サービス業者は、環境にやさしい栽培方法で栽培された農産物を積極的に取り扱う。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

第3節 地球環境分野

3-1 脱炭素社会への移行の促進



【基本方針】

近年では、地球温暖化が起因とされる記録的な高温や大雨、森林火災、干ばつなどの異常気象が頻発しており、当市でも暮らしの中でそれらの影響が身近なものとなっています。

地球温暖化対策が世界各国で加速している中、当市における脱炭素社会への移行を促進していくため、市民生活や事業活動における化石燃料を由来とするエネルギーからの転換などに向けた取組を推進します。

【施策の内容】

(1) 省エネルギー化の推進

- 公共施設等の照明設備のLED化、高効率な設備の導入や更新等を進め、市の事務事業におけるエネルギー使用量を削減します。
- 市民・事業者・行政が一体となって、日常生活や事業活動の中で省エネルギー化や化石燃料からのエネルギーシフトを実践していくための意識啓発や情報提供、設備の導入等に対する支援に取り組みます。

(2) 再生可能エネルギーの普及促進

- 公共施設等への太陽光発電等の導入や公用車の電動化を率先して推進します。
- 市民・事業者による再生可能エネルギーの普及を促進していくため、市民・事業者への情報提供や設備の導入等に対する支援に取り組みます。
- 多様な民間事業者等との連携体制を構築し、次世代のエネルギーとして注目される水素や、当市の地域特性を踏まえた多様な再生可能エネルギーについて、技術動向を把握し、利活用に向けた調査研究に取り組みます。
- 民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置や開発に対して、自然環境や生活環境と調和した形で導入が促進されるよう、適切なルールづくりや調整に取り組みます。

(3) 拠点形成と交通ネットワークの構築

- 人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出を削減し、効率的で利便性の高い都市構造の構築に向けて、都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ交通ネットワークの構築に取り組みます。

(4) 吸収源対策の推進

- 二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全を図るため、国や県、関係団体等との連携により林業の振興を推進するとともに、公共施設等への地域産材の利活用を促進します。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市域における温室効果ガスの年間排出量	1,801 千 t-CO ₂ (H30)	1,281 千 t-CO ₂	1,020 千 t-CO ₂
市内における再生可能エネルギー設備の導入容量	31,247kW (R3)	61,252kW	85,257kW
公共施設等における再生可能エネルギー設備の導入容量	3,609kW (R3)	3,907kW	4,385kW
森林組合等による市内産木材(間伐材含む。)の出荷量	11,000 m ³ (R3)	15,500 m ³	19,000 m ³

【市民・事業者に期待される取組】

(1) 市民の皆さんに期待される取組

- 地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有し、ライフスタイルを見直す意識を持つ。
- 節電や省エネ家電の購入、グリーンカーテンの設置や冷房・暖房の控えめな温度設定など、日常生活で実践できる省エネ生活を実行する。
- 複数の家電や給湯器など、家庭内のエネルギー消費機器を使用する際の無駄遣い防止として、HEMS の使用を検討する。
- 住宅用太陽光発電や間伐材などを燃料とするペレットストーブなど再生可能エネルギーの導入に努める。
- 過度な自動車利用から、公共交通機関や車の相乗り、自転車、徒歩など移動手段の転換に努める。
- ハイブリッド車、電気自動車など、環境負荷の低い電動車等の購入を検討する。
- 温室効果ガスの削減につながる取組についての情報を収集し、実践する。
- 環境負荷の低減に資する環境ラベル商品や、トップランナー基準の達成率が高い機器の購入に努める。
- 地場産農産物や地域産材の使用に努める。

(2) 事業者の皆さんに期待される取組

- 地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有し、事業スタイルを見直す意識を持つ。
- ESCO 事業の導入や LED 照明・省エネ機器への更新、設備の省エネ運用など、事業所の省エネルギー化に取り組む。
- 事業所内の設備や機器の運転やエネルギー使用の際の無駄使い防止として、BEMS の使用を検討する。
- クールビズ・ウォームビズに取り組む。
- 自動車利用の効率化を進め、環境負荷の低い電動車等への更新を検討する。
- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努める。
- 共同配達や貨物輸送など、物流の効率化を検討する。
- 温室効果ガスの削減につながる取組についての情報を収集し、実践する。
- 環境負荷の低減に資する環境ラベル商品や、トップランナー基準の達成率が高い機器の購入に努める。
- 卸売業・小売業者は、地場産農産物を積極的に取り扱う。
- 飲食店・飲食サービス業者は、地場産農産物を積極的に使用する。

3-2 持続可能な循環型社会の形成



【基本方針】

地球環境への負荷を軽減し、限りある資源を有効に活用していくため、これまで資源の効率的な利用やリサイクルなどが進められてきています。

近年では、地球温暖化対策の進展、プラスチックの資源循環の促進、3RにRenewable（リニューアブル 再生可能資源への代替）の考えを加えた取組、食品ロス問題などを背景として、一層の強化や新たな展開が必要となっており、それらの課題に対応し、循環型社会の形成につなげていくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえた取組を推進します。

【施策の内容】

(1) ごみの減量の推進

- 限りある資源を効率的に利用し、再生可能資源の活用と廃棄物の発生抑制を進めるため、市民や事業者に向けて、ごみ減量及びリサイクルに係る情報発信等の普及啓発を推進します。
- 資源ごみを含めた一般廃棄物の処理について、時代に即した分別、処理方法などの情報収集、研究を継続的に行い、適正処理に必要な施設の計画的な維持管理や整備等に取り組みます。
- 食品ロスへの社会的関心の高まりを踏まえ、市の食品ロス削減計画を策定し、計画的な啓発や取組を行います。

(2) リサイクルの推進

- 限られた資源の有効利用を推進するため、引き続き、廃棄物の分別収集及び再資源化に取り組めます。
- 資源物の分別区分の浸透を図るとともに、事業者が排出する廃棄物の再資源化の推進に向けた啓発活動に取り組めます。
- 安定した資源物の収集を目指すため、資源物常時回収ステーションを適正に利用しやすい環境を整えるとともに、維持管理及び利用マナーの向上を図ります。
- 資源物の適正分別による価値向上を進めるなど、経済性にも配慮したリサイクルを推進します。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量	944.5g (R3)	826.0g 以下	732.0g 以下
事業系一般ごみの排出量	21,582t (R3)	18,859t 以下	16,679t 以下
家庭ごみの資源化率	42.5% (R3)	50%以上	50%以上
一般廃棄物再生利用率	21.7% (R3)	28.0%	28.0%

【市民・事業者に期待される取組】

(1) 市民の皆さんに期待される取組

- マイバックやマイボトルを積極的に使用し、ごみの削減に努める。
- 食べ物を残さないことや食材を無駄にしない調理を行うなど、食品ロス削減に努める。
- ごみの分別のルールを守り、ごみの再資源化に努める。
- 製品やサービスを購入する際は、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する。
- リサイクルショップやフリマアプリなどを利用し、使用可能な不要品の売却や、リユース品の購入を心がける。

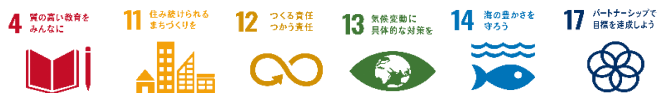
(2) 事業者の皆さんに期待される取組

- 過剰包装をせず、マイバッグ持参の取組を支援する。
- 製造商品のエコマーク取得に努める（製造に係る資源採取、製造、流通、使用、消費、リサイクル、廃棄などの各段階を通じた環境配慮に努める）。
- 事務用紙類の再資源化を進め、古紙パルプを使用した紙類の使用を進める。
- ごみの分別に努め、法令に従い再生利用を進める

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

第4節 環境学習分野

4-1 環境啓発の推進



【基本方針】

環境問題への対応は、市民一人ひとりの日常生活、事業者の経済活動などの様々な場面で、改善に向けた活動を自主的に取り組んでいくことが必要です。

本計画で掲げる望ましい環境像の実現に向けて、より多くの市民や事業者が当市の豊かな自然環境の価値や魅力に気付き、環境問題に関する様々な情報に触れ、環境に配慮した行動を実践に移していけるような環境学習や啓発の取組を推進します。

【施策の内容】

(1) 環境学習の推進と事業者支援

- 社会のデジタル化が進展し、様々なメディアやコミュニケーション手段が確保されている中、市民一人ひとりの環境保全に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくため、様々な媒体を活用した情報発信や、環境に関する学習の機会を提供します。
- 環境保全に取り組む人材や団体等の育成を図るほか、環境団体と市民・事業者・行政の間や、環境団体同士の連携を促進します。

(2) 市民・事業者との協働による取組の推進

- 様々な広報媒体や環境イベント等の身近な機会を通じた情報提供や学習活動を推進します。
- 市民や事業者が、自主性と主体性を持ち、さらなる環境改善活動に取り組めるように、様々な地域や分野で環境問題に関わる団体等の情報を収集・発信・コーディネートなどにより、それらの団体の連携を促進するとともに、市内外の若者を含めて参加・行動する人の裾野を広げ、市民活動の促進を図ります。
- 市民や市民活動団体による公共的な課題の解消に向けた取組に対して、必要に応じて協働や連携の手法が適切に用いられるよう、市民と行政双方が意見交換しやすい環境づくり推進します。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

【市施策の目標値】

項目	現状値	R8 中間目標値	R12 目標値
環境団体等と連携した学習機会の提供回数	5回 (R3)	8回	10回
環境保全のために考え、積極的に行動している市民の割合 (上越市環境市民アンケート)	46.0% (R3)	—	55.0%
全市クリーン活動参加者数(再掲)	55,445人 (R3)	58,000人	62,000人

【市民・事業者に望まれる取組】

(1) 市民の皆さんに望まれる取組

- 幼児期・学童期における体験や学習の重要性を認識し、家族等で環境体験等のイベントへ参加する。
- 清掃活動などの地域活動や、市民団体や市が行う環境活動やイベントに参加する。
- 身近な生活環境から地球環境まで環境の課題に興味を持ち、学習会等を活用し環境を良くしていくための情報を収集する。
- 日常生活で簡単に取り組める環境活動からイベント参加やLED照明などの環境に配慮した機器の購入まで、一人ひとりが実行可能な取組を行う。

(2) 事業者の皆さんに望まれる取組

- 社会貢献活動の一つとして、清掃などの美化活動やその他の地域活動への参加や、環境をテーマとしたイベント等に参画、支援する。
- 身近な生活環境から地球環境まで環境課題に興味を持ち、学習会や講師派遣を活用して情報収集し、改善の取組を実行する。
- 事業者として環境配慮の取組を進め、各従業員が環境活動に取り組みやすい職場づくりに努める。
- 事業活動において環境マネジメントシステムの活用を進める。

写真、イラスト、イメージ、解説など（調整中）

